

ドイツにおける移民及び難民の滞在資格

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 外国人に関する法制の枠組み

II 滞在資格の概要

1 滞在資格

2 滞在許可の目的別要件

3 猶予と残留の権利

III 大量の難民流入を受けた立法措置

おわりに

翻訳：連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律（滞在法）（抄）

はじめに

ドイツは、かねて外国人を労働力とみなす外国人政策をとっていた。1955～1973年までは、不足する労働力を補うために、イタリア、ギリシャ、スペイン、トルコ等から外国人労働者を募集した。1973年に募集が停止された後も、1970年代後半及び80年代にはこれらの外国人労働者がドイツに残って家族を呼び寄せたこと、1990年代には東欧諸国等から労働者が流入したことにより、外国人の数は増えていた⁽¹⁾。しかし、歴代政権は、「ドイツは移民国家（Einwanderungsland）でない」という立場をとり続けていた。

1998～2002年の社会民主党（SPD）・緑の党による連立政権は、それまでの保守的な外国人政策をリベラルな移民政策に転換した。すなわち、同政権は、国籍取得の原因として国籍法が採用していた血統主義に出生地主義の要素を加えて二重国籍を容認する法整備をした上で⁽²⁾、移民法を制定したのである⁽³⁾。その結果、ドイツは公的にも「移民国家である」と評価されるようになった。

2000年代以降は、少子高齢化への対応として、高度な資格を有する労働者や研究者の移民を増やす政策が積極的に採られている。これは、専門的な労働力を十分に確保してドイツの豊かさ、競争力及びイノベーション力を高めることにより、税収や年金制度を維持することができるとする連邦政府の考えによる⁽⁴⁾。他方で、2011年以降、シリアやイラクの内戦から逃れてきた難民による庇護申請が増え続けており、この増大する難民に対応す

(1) 近藤潤三『ドイツ移民問題の現代史—移民国への道程—』木鐸社、2013。pp.129-157, Karl-Heinz Meier-Braun, *Die 101 wichtigsten Fragen: Einwanderung und Asyl*, C. H. Beck, München, 2015, S. 35f. を参照。初めて「ドイツは移民国家ではない」という言及があったのは、1977年に連邦内務省が州内務大臣と合意して定めた「帰化に関する指針」においてである。Einbürgerungsrichtlinien vom 15. Dezember 1977 (GMBI. 1978 S. 27).

(2) Gesetz zur Reform des Staatsangehörigkeitsrechts vom 15. Juli 1999 (BGBl. I S. 1618). 2000年1月1日施行。

(3) Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950). 2005年1月1日施行。移民法は、後述のEU移動自由法及び滞在法を制定した法律である。

(4) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/5625* を参照。科学技術分野の資格を有する外国人に対してドイツの求人情報を提供するために、連邦経済エネルギー省は、連邦労働社会省及び連邦雇用庁の協力を得て、ポータルサイト „Make it in Germany.“ (<http://www.make-it-in-germany.com/>) を運営している。以下、インターネット情報は、2015年11月30日現在のものである。

るために、関係法令の改正が相次いでいる⁽⁵⁾。現在の動きは、人道上の義務の遂行として受け入れた難民をドイツ社会に統合し、社会の活力として生かしていこうとするものである。

このような経過を経て、ドイツの2014年現在の人口約8100万人のうち、移民の背景を持つ者（帰化した者を含む。）の割合は20.3%であり⁽⁶⁾、また、2014年の外国人の流入数は約115万人で、流出数約47万人を差し引いた純流入数は約68万人となっている⁽⁷⁾。

外国人がドイツに滞在する理由には、主に、教育（留学及び職業教育）、職業活動、人道上の理由（政治的迫害等からの避難）及び家族の理由がある。外国人は、それぞれの滞在目的に応じて一定の要件を満たさなければならず、滞在には滞在資格を要する。本稿では、教育及び職業活動を理由に滞在が許可される者を「移民」とし⁽⁸⁾、人道上の理由から滞在が許可されるものを「難民」とする。家族呼寄せは、移民も難民も要件を満たせば可能である。

以下では、最初に外国人に関する法制の枠組みを紹介した後、移民及び難民の滞在資格に関するドイツの法制度を概観する。これは、どのような滞在資格があるかを知ることにより、ドイツがどのような外国人に門戸を開いているのかが分かるからである。第I章で外国人に関する法制の枠組みを、第II章で滞在資格の概要を、第III章で難民の大量流入を受けた最近の動きについて紹介する。また、滞在法の中から、難民の滞在資格に関する規定を訳出する。なお、本文中において言及した表1～8は、全て解説の末尾に掲載する。

I 外国人に関する法制の枠組み

外国人は、EU加盟国の国籍を持つ外国人（以下「EU市民」という。）⁽⁹⁾とそれ以外の国籍の外国人（以下「第三国国籍者」という。）に大別され、EU市民の出入国管理及び滞在は、EU自由移動法⁽¹⁰⁾に定められている。

第三国国籍者の出入国管理及び滞在は、滞在法（正式名称は「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律」）⁽¹¹⁾において定められている。同法は、1965年に制定された外国人法⁽¹²⁾を引き継ぐ法律で、2005年1月1日に施行された。滞在法は外国人（以下、「外国人」とは第三国国籍者を指す。）の流入の制御を目的としており、移民の受

(5) 渡辺富久子「ドイツにおける難民に関する立法動向—人間の尊厳にふさわしい待遇を目指して—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.64-84 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381678_po_02640004.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。近年、難民の労働市場への統合等を促進する法改正が行われている。

(6) „Bevölkerung nach Migrationshintergrund.“ 連邦統計庁ウェブサイト <<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Migrationshintergrund/Tabellen/MigrationshintergrundGeschlecht.html>>を参照。移民の背景を持つ者とは、ドイツに移住した外国人及びその子孫である。この中には外国籍を有する者と、帰化してドイツ国籍を有する者がいる。2015年3月31日時点で外国籍を有する者約831万人の国籍は、トルコ18.3%、ポーランド8.3%、イタリア7.0%、ルーマニア4.5%、ギリシャ4.0%、クロアチア3.1%、ロシア2.7%等である。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das Bundesamt in Zahlen 2014: Asyl, Migration und Integration*, 2015, S. 108.

(7) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *ibid.*, S. 72.

(8) 「移民」は、90日を超えて比較的長期に滞在する第三国国籍者の滞在形態である。これは、当初から永住・移住を目的とした滞在に限定されない。若松邦弘「第5章 欧州連合による移民政策」小井土彰宏編著『移民政策の国際比較』明石書店, 2003, p.236.

(9) 他に、欧州経済領域加盟国であるノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン並びにスイスの国籍を有する外国人も、外国人法上、EU市民と同様の地位を有する。

(10) Gesetz über die allgemeine Freizügigkeit von Unionsbürgern (Freizügigkeitsgesetz/EU) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950, 1986). 2005年1月1日施行。

(11) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950). 滞在法の詳細な解説及び2007年時点の全訳は、戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ—」『外国の立法』No.234, 2007.12, pp.4-112を参照。 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000294_po_023401.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(12) Ausländergesetz vom 28. April 1965 (BGBl. I S. 353). 一部を除き、1965年10月1日施行。外国人法は、外国人労働者の処遇を目的としたもので、警察法的な外国人管理の要素が強いものであった。

入れにおいては、ドイツの経済的利益及び労働市場政策上の利益を考慮し、難民の受け入れは、ドイツの人道上の義務の遂行として行うとしている。定住する外国人のドイツ社会への統合も重視されており、統合に関する規定も置かれている⁽¹³⁾。

滞在法は、第1章総則（第1条～第2条）、第2章連邦領域への入国及び滞在（第3条～第42条）、第3章統合（第43条～第45a条）、第4章秩序法規上の規定（第46条～第49b条）、第5章滞子の終了（第50条～第62b条）、第6章責任及び手数料（第63条～第70条）、第7章手続規定（第71条～第91f条）、第8章移民難民統合専門委員（第92条～第94条）、第9章刑罰及び過料規定（第95条～第98条）、第9a章違法雇用の法的効果（第98a条～第98c条）、第10章命令制定権、経過規定及び末尾規定（第99条～第107条）から構成される。参考として、2008年以降の滞在法の主要な改正⁽¹⁴⁾を表1に掲げる。

難民に関する法律には、他に庇護法⁽¹⁵⁾及び庇護申請者給付法⁽¹⁶⁾がある。庇護法は、主に庇護申請に係る手続を定めている。庇護申請の審査及び決定は、連邦内務省の下部組織である連邦移民難民庁が行っている。連邦移民難民庁の庇護申請に係る決定には、次の4つがある。

- ① 庇護権認定 ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当する。）第16a条に基づき、国家により政治的に迫害されている難民に対して認定される。
- ② 難民の地位認定 難民条約⁽¹⁷⁾の定義を満たす外国人（人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者）に対して認定される（庇護法第3条）。
- ③ 補完的保護 難民条約の解釈によっては難民と認定されないが、各種の理由から本国への帰還が可能でない又は望ましくない外国人に保障される（庇護法第4条）。
- ④ 国外退去強制の禁止 欧州人権条約⁽¹⁸⁾の規定の適用により国外退去強制が許されない場合（滞在法第60条第5項）及び当該外国人の身体、生命又は自由に対する重大かつ具体的な危険が存在する国への国外退去強制である場合（滞在法第60条第7項）には、国外退去強制が禁止される（庇護法第24条第2項）。

この4つのカテゴリーに該当しない場合には、申請は却下されることになる。「庇護権を認定された者」と「難民の地位を認定された者」に対して保障される権利は、同一である。「補完的保護」は、難民又は補完的保護を受ける資格のある者の統一した地位及び保

(13) 定住外国人の統合を成功させるには、移民の流入を制限し、厳格にコントロールすることが不可欠だとの議論は1970年代からあった。Jochen Oltmer, „Anwerbeabkommen“, Karl-Heinz Meier-Braun und Reinhold Weber (Hrsg.), *Migration und Integration in Deutschland: Begriffe – Fakten – Kontroversen*, Bonn: Bundeszentrale für politische Bildung, 2013, S. 40.

(14) それ以前の改正については、戸田 前掲注(11), p.5を参照。

(15) *Asylgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. September 2008 (BGBl. I S. 1798)*. 庇護法は、2015年10月20日の法律(BGBl. I S. 1722)により、「庇護手続法」から名称が変更されたものである。庇護手続法の解説及び翻訳は、本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」『外国の立法』No.216, 2003.5, pp.66-114. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000505_po_21602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)を参照。

(16) *Asylbewerberleistungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S. 2022)*. 庇護申請者給付法の翻訳は、渡辺 前掲注(5)を参照。

(17) 1951年に国連が採択した「難民の地位に関する条約」。1954年発効。Abkommen vom 28. Juli 1951 über die Rechtsstellung der Flüchtlinge (BGBl. 1954 II S. 619).

(18) 1950年に欧州評議会加盟国が調印し、1953年に発効した。Konvention vom 4. November 1950 zum Schutze der Menschenrechte und Grundfreiheiten (BGBl. 1952 II S. 685). 滞在法第60条第5項の規定により国外退去強制が禁止される場合とは、例えば、家族生活が尊重される権利が侵害される場合や、出身国で公正な裁判を受ける権利が侵害されるおそれがある場合である。

護内容の基準に関する EU 指令 2011/95/EU⁽¹⁹⁾ の実施⁽²⁰⁾ により保障されるもので、付与される滞在許可の期間が前 2 者より短い。

庇護申請者給付法は、庇護申請者に対する給付を定めている。給付水準は、2012 年 7 月 18 日の連邦憲法裁判所の判決（1 BvL 10/10, 1 BvL 2/11）により、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活を保障するものでなければならないとされ、社会扶助制度の給付にほぼ準じることとなった。

II 滞在資格の概要

1 滞在資格

次に、滞在法第 2 章に定められている第三国国籍者の滞在資格の制度を紹介する。滞在資格は、外国人がドイツに入国及び滞在するために必要なものである。

ドイツの滞在資格 (Aufenthaltstitel) には、ビザ (Visum)、滞在許可 (Aufenthaltserlaubnis)、EU ブルーカード (Blaue Karte EU)、定住許可 (Niederlassungserlaubnis) 及び EU 長期滞在許可 (Erlaubnis zum Daueraufenthalt - EU) の 5 種類がある。滞在資格の一般的な付与要件としては、生計の確保⁽²¹⁾、身元が明らかなこと、国外退去命令の理由がないこと、旅券の所持がある。滞在許可、定住許可又は EU 長期滞在許可の付与要件には、これらのほかに、ビザの所持がある。全ての滞在資格には、職業活動が許可されているか否かが明記される。(第 4 条及び第 5 条)

①ビザ (第 6 条)

外国人がドイツに入国する際には、原則として、事前に出身国の大使館又は領事館でビザを申請する必要がある⁽²²⁾。特定国の国民については、180 日の期間内で 90 日までの滞在であればビザの取得が免除されている⁽²³⁾。

②滞在許可 (第 7 条)

滞在許可は、ビザの有効期間が切れた後のドイツ滞在に必要な滞在資格で、ドイツ国内での申請により、特定の目的のために付与され、当該目的に応じた期限が付される。滞在許可は、延長することができる。

③ EU ブルーカード (第 19a 条)

EU ブルーカードは、外国人がドイツ又は外国の大学を修了し、この修了資格を生かした具体的な労働契約を締結しており、一定以上の年間総所得がある場合に、最長 4 年の期限を付して付与される。

④定住許可 (第 9 条)

定住許可は、外国人が、5 年以上の滞在許可保有、生計の確保、60 月以上の年金保険への保険料の納付、ドイツ語の十分な知識、ドイツの社会秩序及び生活事情の基本的知識、十分な居住空間の保有等の要件を満たすと付与される無期限の滞在資格である。定住許可は、職業活動に従事する権利を保障する。滞在許可保有期間「5 年」の要件は、短縮され

(19) Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted.

(20) Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2011/95/EU vom 28. August 2013 (BGBl. I S. 3474).

(21) 滞在法にいう生計の確保とは、生計 (疾病保険への保険料納付を含む。) を公費の請求によらず維持できることをいう (第 2 条第 3 項)。

(22) ビザには、シェンゲン協定加盟国の領域において有効な 180 日の期間内で最大 90 日までの滞在のためのシェンゲン・ビザ (第 6 条第 1 項第 1 号) と、より長期の滞在のための国内ビザ (第 6 条第 3 項) がある。

(23) オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド、米国等滞在令第 41 条第 1 項及び第 2 項に掲げる国。

る場合がある（表2を参照）。

⑤ EU 長期滞在許可（第9a条）

EU 長期滞在許可も、職業活動に従事する権利を保障する無期限の滞在資格であり、その付与要件は定住許可の付与要件とほぼ同じである。EU 長期滞在許可の保有者は、180日の期間内で90日まで他のEU加盟国に滞在することができる。

2 滞在許可の目的別要件

滞在法第2章は、滞在の目的（教育（第3節）、職業活動（第4節）、人道上の理由（第5節）、家族呼寄せ（第6節））ごとに、滞在許可の付与要件を定めている。滞在許可の目的別要件の一覧（家族呼寄せを除く。）を表2に掲げる。

教育のための滞在許可には、留学、語学講習及び企業内の職業教育等のためのものがある。これらの滞在許可は、当該教育の修了後、求職のために一定期間延長することができる。

職業活動のための滞在許可には、就労や自営業等のためのものがある。労働移民の制御は、労働市場における需要と移民の資格に基づいて行われ、一般に、就労には連邦雇用庁の同意が必要とされている⁽²⁴⁾。近年は、ドイツの労働市場に高度な資格を有する労働者を増やすための滞在許可（「EUブルーカード（第19a条）」や「研究（第20条）」等）の規定が新設されている。また、特別な専門知識を有する学者や卓越した職能を有する教育者は、事前に滞在許可を保有することなく、最初から定住許可を受けることができる（第19条）。2009年から2014年までに第三国から流入した専門職者及び高度な資格を有する者の数を表3に掲げる⁽²⁵⁾。

難民の主要な滞在許可には、連邦移民難民庁による庇護申請審査の結果（「庇護権認定」「難民の地位認定」「補完的保護」「国外退去強制の禁止」）付与されるもの（第25条第1項～第3項）のほか、難民の引受けに関する州の最高官庁又は連邦内務省の命令⁽²⁶⁾を受けたもの（第23条第1項～第2項）、第三国定住プログラムの枠組みによるもの⁽²⁷⁾（第23条第4項）、欧州連合理事会の決定に基づく一時的保護の枠組みによるもの⁽²⁸⁾（第24条）、が

(24) 連邦雇用庁は、①ドイツ人又はEU市民により当該求人を満たすことができないこと（優先性審査）、②ドイツ人と同様の労働条件であることを確認した場合に、当該外国人の就労に同意する。なお、就労令（Beschäftigungsverordnung）の規定により、連邦雇用庁の同意が不要な場合がある。詳細は、戸田 前掲注(11), pp.9-14を参照。

(25) ドイツの外国人に対する労働市場の開放は、経済協力開発機構（OECD）によっても評価されており、2013年にEU全体で付与されたEUブルーカードのうち90%はドイツで付与されたものである。第三国からの労働者獲得の障害としては、①言語や地理的条件、経済規模、②職業教育制度、③移民及び滞在に関する複雑な法制度が挙げられている。Matthias M. Mayer, *Gewinnung von hochqualifizierten und qualifizierten Drittstaatsangehörigen*, Nürnberg; Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2013, S. 28ff; „Zahlen zur Blauen Karte EU.“ 連邦移民難民庁ウェブサイト〈<http://www.bamf.de/DE/Infothek/Statistiken/BlaueKarteEU/blau-karte-eu-node.html>〉を参照。

(26) 例えば、連邦内務省は、2013年2月1日、留学目的でドイツに滞在していたシリア人学生に対し、第23条第1項に規定する滞在許可を付与するよう州の最高官庁が命ずることに合意した。Pauline Endres de Oliveira, „Schutz syrischer Flüchtlinge in Deutschland – Welche Möglichkeiten für einen sicheren Aufenthalt gibt es?“, *Asylmagazin* 9/2014, S. 288. また、連邦内務省は、第23条第2項の規定に基づき、2013年5月30日の命令により5,000人、2013年12月12日の命令により5,000人、2014年7月18日の命令により1万人のシリア難民の受入れを決定した。これは、主に既にドイツに滞在するシリア人の親族である。„Aufnahmeverfahren syrischer Flüchtlinge.“ 連邦移民難民庁ウェブサイト〈<http://www.bamf.de/DE/Migration/AufnahmeSyrien/aufnahmeverfahren-syrien-node.html>〉を参照。

(27) 第三国定住とは、「すでに母国を逃れて難民となっているが、一次避難国では保護を受けられない人を他国（第三国）が受け入れる制度」である。「第三国定住」について「難民支援協会ウェブサイト〈<https://www.refugee.or.jp/refugee/rst.shtml>〉を参照。第三国定住プログラムにより受け入れられる外国人は、庇護権又は難民の地位を認定された外国人とほぼ同様の保護を受ける。

(28) 避難民の大量流入の場合に一時的保護を保障するための最低基準及び大量の避難民の受入れに伴う負担を加盟国間で配分する措置に関する2001年7月20日の理事会指令2001/55/ECを実施する規定である。難民条約は、個々の難民に対する保護を保障している。これに対し、内戦や武力紛争により発生する大量難民に対応するためのスキームが1990年代の旧ユーゴスラビアの大量難民以来発達し、当該指令が制定された。趙向華「EUにおける大量難民の一時的保護と負担分担—「一時的保護に関する指令」の法的評価を中心に—」『人間・環境学』18号, 2009, pp.93-105.

ある。その他、人道上の理由又は法律上の理由等により出国義務の履行を強制できない外国人のための様々な滞在許可がある。

上記の滞在許可を有する外国人は、配偶者及び未成年の子をドイツに呼び寄せることができる。これら家族に付与される滞在許可は、家族を呼び寄せる外国人が保有する滞在許可の有効期間を上限とし、職業活動に従事する権利を保障する（第 27 条）。家族の呼寄せに際して、呼び寄せる外国人及びその家族は一定の要件を満たさなければならないが⁽²⁹⁾、一部の要件は、人道上の理由による滞在許可を保有する外国人には免除されている。その概要を表 4 に示す。

また、2014 年にドイツに流入した第三国国籍者の滞在資格別人数を表 5 に掲げる。

3 猶予と残留の権利

滞在資格のない外国人は、出国しなければならない（出国義務）。出国義務を負う外国人が自発的に出国しない場合には、国外退去強制を受ける。しかし、本来なら国外退去強制を受けなければならないが、国外退去強制が事実上又は法律上の理由により不可能である場合に、国外退去強制を停止（猶予）される外国人がいる（第 60a 条）。彼らの多くは、庇護申請が却下された外国人である⁽³⁰⁾。

国外退去強制は 6 月を限度として猶予されるが、この「猶予（Duldung）」は、正規の滞在資格ではない。国外退去強制を猶予された外国人の多くは、6 月ごとに国外退去強制の猶予が繰り返されて長年ドイツに滞在し⁽³¹⁾、法的に不安定な状態にあり、将来の展望を持つことができない。残留の権利（Bleiberecht）とは、このような猶予の状態にある外国人で、経済的及び社会的に統合されているものに対して、一定の要件の下で付与される滞在許可である⁽³²⁾。

残留の権利は、2007 年の滞在法の改正⁽³³⁾により、第 104a 条（国外退去強制を猶予されている外国人についての規定）に定められた。その後、2009 年に第 18a 条（国外退去強制を猶予されている有資格外国人に対する就労のための滞在資格）、2011 年に第 25a 条（十分に統合された少年及び青年に対する滞在の保障）、2015 年に第 25b 条（持続的に統合された外国人に対する滞在の保障）⁽³⁴⁾が新設され、残留の権利の対象者は拡大されてきた。以下に、各規定の概要を紹介する。

① 第 104a 条（国外退去強制を猶予されている外国人についての規定）

これは、2007 年 7 月 1 日の時点で、8 年以上前（未成年の子と同居する場合には 6 年以上前）から、国外退去強制を猶予されてドイツに滞在していた外国人が、十分な居住空間を有すること、基本的なドイツ語の知識を有すること、就学義務年齢の子が実際に通学している

(29) 例えば、滞在法の 2007 年改正（BGBl. I S. 1970）により、配偶者を呼び寄せる場合、当該配偶者は入国前にドイツ語を学習し、ドイツ語による簡単な意思疎通ができるようにしておかなければならないことが要件とされた。この要件は、前掲注 (23) に掲げる国の国籍を有する者には免除されている。詳細は、大西楠・テア「グローバル化時代の移民法制と家族の保護—家族呼び寄せ指令とドイツの新移民法制—」『社会科学研究』65(2), 2014.3, pp.157-183. <http://jwww.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss6502_157184.pdf> を参照。

(30) 戸田 前掲注 (11), p.17. 例えば、庇護申請を却下された外国人が病気の場合、滞在資格を保有する未成年の子の親である場合、旅券を紛失した場合等に、国外退去強制が猶予される。Jan Bergmann et al., *Ausländerrecht: Kommentar*, München: Beck, 2011, S. 1048f.

(31) 2015 年 6 月 30 日時点で国外退去強制を猶予されていた 129,258 人のうち、6 年以上猶予されている者は 30,045 人、15 年以上猶予されている者は 11,292 人であった。Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/5862*, S. 24.

(32) 関連する規定に、第 25 条第 5 項がある。この規定は、出国義務の履行が強制可能な外国人で、国外退去強制が 18 月猶予されているものに付与される滞在許可を定めている。その要件は、出国が法律上又は事実上の理由により不可能であること、出国の障害の除去が近い将来に予見できないこと、一般的な滞在資格の付与の要件（第 5 条）を満たすことである。これらに該当しない者のために、残留の権利がある。

(33) Gesetz zur Umsetzung aufenthalts- und asylrechtlicher Richtlinien der Europäischen Union vom 19. August 2007 (BGBl. I S. 1970).

(34) 後述の残留の権利及び滞在の終了に関する規定を改正する法律（BGBl. I 2015 S. 1386）による改正。

こと、滞在法上重要な事情について官庁を故意に欺いていないこと等の要件を満たすと付与される滞在資格であった。この規定はこのとき限りのもので、以降、第 104a 条の規定による滞在許可は外国人に対して付与されていない。⁽³⁵⁾

②第 18a 条 (国外退去強制を猶予されている有資格外国人に対する就労のための滞在資格)

国外退去強制を猶予されている外国人が、職業教育修了又は高等教育修了の資格を有し、この資格を生かす具体的な就労先がある場合において、十分な居住空間を有すること、ドイツ語の十分な知識を有すること等の要件を満たす場合には、就労のための滞在許可が付与される。

③第 25a 条 (十分に統合された少年及び青年に対する滞在の保障)

国外退去強制を猶予された外国人で、ドイツで出生し又は 14 歳未満で入国したものが、4 年以上前からドイツに滞在し、4 年以上前から学校に通学し又は学校教育若しくは職業教育を修了し、ドイツの社会に適応している場合において、21 歳になる前に申請をしたときに、滞在許可が原則付与される。この滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

なお、この滞在許可を受けた青少年の親は、職業活動により独立して生計を確保し、身分や国籍を偽っていない場合には、滞在許可が付与される。

④第 25b 条 (持続的に統合された外国人に対する滞在の保障)

国外退去強制を猶予されている外国人が、8 年以上前 (未成年の子と同居する場合には 6 年以上前) からドイツに滞在し、職業活動により独立して生計を確保し、基本的なドイツ語能力を有する場合には、滞在許可が原則付与される。この滞在許可は、以前の第 104a 条と異なって恒久的な規定であり、所定の要件を満たせば付与される。

しかし、これらの条件は大変厳しく、国外退去強制を猶予されている状態で長期的な雇用契約を結び、生計を確保することは大変困難である⁽³⁶⁾。猶予の状態にある者及び残留の権利を得た者の数 (2015 年 6 月 30 日時点) は、表 6 のとおりである。

Ⅲ 大量の難民流入を受けた立法措置

欧州に向かう難民は、シリアにおいて内戦が始まった 2011 年から増大する傾向が続いており、2015 年には約 109 万人の難民がドイツに流入した⁽³⁷⁾。また、2015 年の庇護申請件数は、約 47 万 7 千件であった⁽³⁸⁾ (2014 年は 202,834 件)。このような状況を背景に、残留の権利及び滞在の終了に関する規定を改正する法律⁽³⁹⁾ (2015 年 8 月 1 日施行) 及び庇護手続迅速化法⁽⁴⁰⁾ (2015 年 10 月 24 日施行) が制定された⁽⁴¹⁾。両法とも、滞在法等の関連法律を改

(35) この滞在許可及びその経緯の詳細については、以下の資料を参照。„Bleiberecht-Ausführungserlass,“ 2009.12.14. Flüchtlingsrat Niedersachsen ウェブサイト <<http://www.nds-fluerat.org/3631/aktuelles/bleiberecht-ausfuhrungserlass/>>

(36) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/3015*, S. 281.

(37) „Mehr als 100 Anzeigen in Köln,“ *Süddeutsche Zeitung*, 7. Januar 2016, S. 1. しかし、二重登録等もあるため、結果的な人数は 100 万人を下回ると予想されている。

(38) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Aktuelle Zahlen zu Asyl*, Dezember 2015, S. 3. 47 万 7 千件のうち、第一次申請が約 44 万件であり、他は再申請であった。2015 年の庇護申請者の国籍の内訳は、シリアが 35.9%、アルバニアが 12.2%、コンボが 7.6%、アフガニスタンが 7.1%、イラクが 6.7%、セルビアが 3.8% 等であった。

(39) Gesetz zur Neubestimmung des Bleiberechts und der Aufenthaltsbeendigung vom 27. Juli 2015 (BGBl. I S. 1386).

(40) Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz vom 20. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1722).

(41) その他、親のいない未成年の難民の保護を改善するための社会法典第 8 編の改正があった。主な内容は、①親のいない未成年の難民は、従来、最初に保護を受けた州において保護を受けていたが、各州の負担が均等になるような配分方法を導入したこと、②対象年齢を 16 歳未満から 18 歳未満に引き上げたことである。Gesetz zur Verbesserung der Unterbringung, Versorgung und Betreuung ausländischer Kinder und Jugendlicher vom 28. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1802). 2016 年 1 月 1 日施行。

正する法律であった。

これらの改正の内容は、人道上庇護の必要がある外国人又はドイツ社会に適応している外国人に滞在許可を付与し、難民認定の見込みがほとんどない外国人⁽⁴²⁾の庇護申請の審査を迅速に行い、国外退去強制を厳しく行う方向のものである。改正は多岐にわたるため、滞在法の規定の改正を主に紹介する。

残留の権利及び滞在の終了に関する規定を改正する法律による滞在法の主要な改正⁽⁴³⁾は、①定められた期間に出国しなかった外国人に対する入国及び滞在の禁止（第11条第6項及び第7項）、②外国の職業資格の承認のための滞在許可（第17a条）、③第三国定住プログラムの枠組みでドイツが引き受ける難民に対する滞在許可⁽⁴⁴⁾（第23条第4項）、④持続的に統合された外国人に対する滞在の保障（第25b条）⁽⁴⁵⁾、⑤人道上の理由に基づく滞在許可の定住許可への切替え期間を7年から5年に短縮⁽⁴⁶⁾（第26条第4項）、⑥国外退去命令の仕組みの変更⁽⁴⁷⁾（第53条～第55条）、⑦出国のための拘禁（第62b条）であった。庇護手続迅速化法による滞在法の主要な改正⁽⁴⁸⁾は、①滞在を許可される見込みの高い庇護申請者及び国外退去強制を猶予された者に対する統合講習への参加の権利（第45条）、②職業に関連するドイツ語講習（第45a条）、③申請が却下された者の国外退去強制を徹底するために、国外退去強制の日付を予告してはならないとしたこと（第59条）であった。庇護手続迅速化法による滞在法以外の法律の改正の概要は、表7のとおりである。

メルケル首相は、基本法に定められた庇護権の理念に基づき、難民の受入れに上限は設けないとしているが、実際に難民を引き受ける州及び地方自治体は宿泊施設の確保や費用負担等の問題から限界を感じている⁽⁴⁹⁾。難民の流入は収まる様子がないため、連邦内務省は、2015年11月19日に更なる立法措置として迅速な庇護手続を導入するための法律案の草案を発表した⁽⁵⁰⁾。その概要は、表8のとおりである。

(42) 具体的には、「安全な出身国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア等）」からの外国人である。「安全な出身国」は、政治的な迫害のおそれがないと推定される国で、庇護法附則IIに掲げられている。「安全な出身国」からの外国人の庇護申請は、当該外国人が政治的な迫害のおそれがあるという推定の根拠を示さない限り、「明らかに理由がない」として却下される。この仕組みは、難民が急増した1990年代前半に確立したものである。

(43) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/4097, 5420* を参照。

(44) 再定住難民に対しては、従来、第23条第2項の規定により滞在許可が付与されていたが、独自の規定が設けられたものである。この滞在許可を有する外国人は、庇護権又は難民の地位を認定された外国人と同様の法的地位が与えられることになった。

(45) 残留の権利とその拡大の必要性については、人道上の理由及び統合社会促進の理由から、2000年代より複数の州又は難民支援団体から要求されていたものであるため、第II章第3節で別途取り上げた。Pro Asyl, „Für eine neue Bleiberechtsregelung,“ 2011.9. <http://www.proasyl.de/fileadmin/proasyl/fm_redakteure/Broschueren_pdf/ENDVERSION_Bleiberechtsbroschuere_2011_Web.pdf> を参照。

(46) 庇護権及び難民の地位を認定された者並びに再定住難民については、この期間は3年と優遇されている。再定住難民には、家族の呼寄せについても、庇護権及び難民の地位を認定された者と同じ優遇条件が適用される（第29条第3項、第30条第1項、第32条第2項及び第36条第1項）。

(47) 従来、国外退去命令は、①裁量の余地なく必然的に発する場合、②原則として発する場合、③裁量により発する場合の3段階があり、それぞれに要件が定められていた。改正により、個別に国外退去命令の利益と当該外国人のドイツ残留の利益を衡量して、国外退去命令の利益が大きい場合に国外退去強制が発せられることになった。

(48) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/6185, 6386* を参照。

(49) „Heftiger Streit in der Union über Merkels Flüchtlingspolitik,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 12. September 2015, S. 1. „Im Land der begrenzten Möglichkeiten,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 16. Oktober 2015, S. 3.

(50) „Referentenentwurf des Bundesministeriums des Innern: Gesetz zur Einführung beschleunigter Asylverfahren.“ Pro Asyl ウェブサイト <http://proasyl.de/fileadmin/proasyl/fm_redakteure/Presserkl_Anhaenge/151119_Entwurf_Gesetz_Einfuehrung_beschleunigte_Asylverfahren_mit_Aenderung_nach_Ressortbesprechung_mit_Begruendung.pdf> を参照。また、2015年12月31日にケルン等で外国人による性犯罪が多数行われ、連邦政府は、犯罪を犯した外国人の国外退去命令の要件を厳しくする滞在法の改正等を決定した。„Straffällige Ausländer leichter ausweisen.“ 連邦政府ウェブサイト <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2016/01/2016-01-27-straffaellige-auslaender.html;jsessionid=034B9C19E03FE6F2C3376CF3A494AB32.s4t1>> を参照。

おわりに

ドイツにおいて滞在許可を受けるためには、人道上の理由から受け入れられる難民を除き、生計が確保されていること及び職場があることが特に重要である。近年は、少子高齢化を見据えた高度人材確保及び社会保障制度の維持のための戦略として労働移民が一層促進されている。人道上の理由から受け入れた難民と労働移民とは区別されているが、難民数の増大に伴い、難民に対しても早くから就労を促進する動きが近年目立っており⁽⁵¹⁾、統合のためのドイツ語講習への参加も早い段階から義務付けられるようになった。

滞在法が定める滞在資格の制度については批判もあり⁽⁵²⁾、現在野党のSPDと緑の党は、それぞれ新たな移民法（*Einwanderungsgesetz*）の制定を主張している⁽⁵³⁾。SPDは、例えば、EUブルーカードの所得要件が高いことを批判している。また、ドイツに流入する外国人に占めるEU市民の割合が高いが（2014年は約55%）、これは現在の南欧の不景気に起因しているため、景気が上向けばこれらEU諸国からの移民が減るであろうことを指摘し、第三国からの労働移民を増やすべきとしている。緑の党は、例えば、学生や職業訓練生、庇護申請者、国外退去強制を猶予された者は、現行の制度においては、就労のための滞在許可を受けることが難しいため、滞在許可の目的変更を容易にすべきとしている。両党の提案に共通するのは、現在の制度にカナダの能力や経験に基づく点数制⁽⁵⁴⁾を加味することである。

さらに、「移民国家ではない」とされていた時代に受け入れたトルコ人労働者とその2世及び3世がドイツに定住するに至り、イスラム教の「平行社会」の問題が大きくなっている⁽⁵⁵⁾。そのため、外国人を受け入れた当初からのドイツ語教育、ドイツの法秩序や価値観の伝達及び就労の促進が重視されており、統合施策の強化は今後も続くであろう。難民も含め、外国人に対して開かれたドイツ社会形成の行方が今後も注目される。

（わたなべ ふくこ）

(51) 以前は、難民の受入れは一時的なものとして、難民の待遇を悪くし、就労を禁止する傾向にあった。„Deutschland als Einwanderungsland gestalten – warum wir ein Einwanderungsgesetz brauchen: Positionspapier der SPD-Bundestagsfraktion.“ SPD ウェブサイト〈http://www.spdfraktion.de/sites/default/files/positionspapier_zur_einwanderung.pdf〉を参照。また、連邦移民難民庁の長官は、2015年9月18日から連邦雇用庁長官のヴァイゼ（Frank-Jürgen Weise）が兼務している。ヴァイゼは、連邦雇用庁の職員を暫定的に連邦移民難民庁で使用し、難民への就労斡旋を強化することを計画している。„Weise soll Asylverfahren beschleunigen.“ *Handelsblatt*, 22. September 2015, S. 13.

(52) Wolfgang Däubler, „Brauchen wir ein Einwanderungsgesetz?“, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 48(3), 2015, S. 66ff; „Wir müssen klare Signale senden.“ *Handelsblatt*, 27. August 2015, S. 6f. 参照。

(53) SPDについては前掲注(51)、緑の党については *Deutscher Bundestag, Drucksache 18/3915* を参照。移民法においては移民についてのみ定め、難民のための規定は、庇護法に整備することが考えられている。

(54) カナダの点数制は、1967年に開始された。2008年からは、これを補完するカナダ経験移民プログラムが行われている。制度の詳細は、大岡栄美「カナダにおける移民政策の再構築—「選ばれる移住先」を目指すコスト削減とリスク管理—」『移民政策研究』No.4, 2012.5, pp.2-12.

(55) 平行社会は、トルコ人等のイスラム教信徒のコミュニティで、ドイツ人社会と交わることなく形成されたものである。近藤潤三『移民国としてのドイツ—社会統合と平行社会のゆくえ—』木鐸社, 2007, pp.211-230 を参照。

表 1 2008 年以降の滞在法の主要な改正

施行日	法律名 (原語)	関連するEU法規	改正された規定(条)
2009.1.1 (第99条のみ 2008年12月25 日施行)	高度な資格を有する移民を労働市場の需要に合わせて 制御し、他の滞在に関する規定を改正する法律 Gesetz zur arbeitsmarktagäquaten Steuerung der Zuwanderung Hochqualifizierter und zur Änderung weiterer aufenthaltsrechtlicher Regelungen (Arbeitsmigrationssteuer ungsgesetz) vom 20. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2846)	欧州連合市民の旅券 の安全保障機能及び 生体認証の基準に 関する規則No.2252 /2004	18a, 19, 20, 21, 30, 49, 52, 55, 79, 99
2009.8.4	国家に危険を及ぼす重大な暴力行為の準備の訴追に関 する法律 Gesetz zur Verfolgung der Vorbereitung von schweren staatsgefährdenden Gewalttaten vom 30. Juli 2009 (BGBl. I S. 2437)		5, 54, 54a, 56
2011.7.1	強制結婚の撲滅及び強制結婚の被害者保護の改善並び に滞在法及び庇護法の改正に関する法律 Gesetz zur Bekämpfung der Zwangsheirat und zum besseren Schutz der Opfer von Zwangsheirat sowie zur Änderung weiterer aufenthalts- und asylrechtlicher Vorschriften vom 23. Juni 2011 (BGBl. I S. 1266)		8, 25a, 29, 31, 37, 43, 44a, 51, 55, 60a, 61, 88a
2011.9.1 (第69条と第 99条は2011年 4月16日施行)	第三国国籍者に交付される滞在許可証の統一様式の 採用に関する規則No.1030/2002を改正する理事会規則 No.380/2008をドイツの法令に適合させるための法律 Gesetz zur Anpassung des deutschen Rechts an die Verordnung (EG) Nr. 380/2008 des Rates vom 18. April 2008 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1030/2002 zur einheitlichen Gestaltung des Aufenthaltstitels für Drittstaatenangehörige vom 12. April 2011 (BGBl. I S. 610)	第三国国籍者に交 付される滞在許可 証の統一様式の採 用に関する規則 No.1030 /2002を改 正する理事会規則 No.380/2008	49, 69, 78, 78a, 82, 98, 99, 105a, 105b
2011.11.26	滞在法関連の欧州連合の指令を実施し、国内の法規を EUビザ規則に適合させる法律 Gesetz zur Umsetzung aufenthaltsrechtlicher Richtlinien der Europäischen Union und zur Anpassung nationaler Rechtsvorschriften an den EU-Visakodex vom 22. November 2011 (BGBl. I S. 2258)	不法に滞在する第三 国国籍者の送還のた めの加盟国の共通の 規範及び手続に関す る指令2008/115/EC、 不法に滞在する第 三国国籍者を雇用 する使用者に対する 制裁及び措置の最低 基準を定める指令 2009/52/EC、ビザ規 則(EC) No.810/2009	2, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 15, 16, 18a, 23a, 25, 26, 28, 29, 35, 36, 39, 40, 42, 43, 48, 49, 50, 51, 52, 55, 57, 58, 59, 61, 62, 62a, 66, 69, 70, 71, 72, 73, 73a, 74a, 75, 77, 83, 84, 87, 90, 90c, 91b, 91c, 95, 96, 98a, 98b, 98c, 99, 104, 104a, 105b
2012.8.1 (第18c条は 2016年8月1日 に失効)	欧州連合の高度資格労働者指令を実施する法律 Gesetz zur Umsetzung der Hochqualifizierten-Richtlinie der Europäischen Union vom 1. Juni 2012 (BGBl. I S. 1224)	高度な資格を有する 第三国国籍者の就労 目的の入国及び滞在 の条件に関する指令 2009/50/EC	4, 6, 9a, 9b, 9c, 16, 17, 18, 18b, 18c, 19, 19a, 20, 21, 27, 29, 30, 32, 38a, 39, 40, 42, 51, 52, 69, 72, 75, 81, 82, 91f
2013.6.1	ビザ警告データベースを導入し、滞在法を改正する法律 Gesetz zur Errichtung einer Visa-Warndatei und zur Änderung des Aufenthaltsgesetzes vom 22. Dezember 2011 (BGBl. I S. 3037)		72a

2013.9.6 (一部の規定は2013年12月2日施行)	国際的な保護を受ける権利を有する者及び外国人被用者の権利を改善する法律 Gesetz zur Verbesserung der Rechte von international Schutzberechtigten und ausländischen Arbeitnehmern vom 29. August 2013 (BGBl. I S. 3484)	指令2003/109/ECを国際的な保護を享有する者にも適用するために同指令を改正する指令2011/51/EU、構成国の領域に労働目的で滞在する第三国国籍者の統一許可証のための統一申請手続及び構成国に合法的に滞在する第三国国籍者のための一連の共通の権利に関する指令2011/98/EU	2, 4, 5, 6, 9a, 9b, 9c, 14, 16, 18c, 19a, 21, 25a, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 38a, 39, 44, 44a, 51, 52, 56, 57, 58, 69, 75, 77, 81, 84, 88a, 01c, 98, 101, 104
2013.12.1	EU指令2011/95/EUを実施する法律 Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2011/95/EU vom 28. August 2013 (BGBl. I S. 3474)	難民又は補完的保護を受ける資格のある者の統一した地位及び保護内容の基準に関する指令2011/95/EU	20, 25, 26, 29, 52, 56, 60, 64, 72, 79, 84, 104
2015.1.1	庇護申請者及び国外退去強制を猶予された者の法的地位を改善する法律 Gesetz zur Verbesserung der Rechtsstellung von asylsuchenden und geduldeten Ausländern vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S. 2439)		61, 95, 98, 105a
2015.8.1 (第53条～第56条は2016年1月1日施行)	残留の権利及び滞在の終了に関する規定を定める法律 Gesetz zur Neubestimmung des Bleiberechts und der Aufenthaltsbeendigung vom 27. Juli 2015 (BGBl. I S. 1386)		2, 5, 6, 11, 14, 15, 17a, 20, 23, 25, 25a, 25b, 26, 28, 29, 30, 32, 35, 36, 37, 38a, 44, 48, 48a, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 58, 59, 60a, 62, 62a, 62b, 71, 72, 73b, 73c, 75, 77, 83, 84, 88, 94, 95, 98, 104, 105a
2015.10.24	庇護手続迅速化法 Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz vom 20. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1722)		10, 11, 13, 15, 15a, 18a, 23a, 24, 25, 25a, 26, 43, 44, 45a, 49, 50, 52, 56, 59, 60, 60a, 64, 72, 75, 82, 84, 88a, 89, 89a, 95, 96, 97, 98, 104, 104a, 105c

(注) 「改正された規定(条)」の欄における太字の数字は、当該改正により新設された条である。

(出典) 筆者作成。

表2 滞在許可の目的別要件の一覧（家族呼寄せを除く。）

	滞在目的	条	許可の付与方法 (注1)	付与の要件等	定住許可への切替え要件
教育	留学	16(1)～(4)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 大学入学準備のための語学講習を含む 大学による入学許可が必要 最初の付与は1～2年の期間を付す 年120日又は半日労働で240日まで副業可 卒業後に求職のため18月まで延長可（この間就労可） 大学を志願するための滞在許可は、9月までの期間を付す 奨学金（BAföG）1月分の資力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 定住許可に切り替えることはできない 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には、滞在期間の半数が算入される
	語学講習、生徒交換、学校通学	16(5)～(5b)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 学校通学の許可は特例 資格を付与する職業教育のための学校通学においては、週10時間まで職業訓練と関係のない就労可 職業教育終了後、当該資格を生かす求職のため1年まで延長可 奨学金（BAföG）1月分の資力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 定住許可に切り替えることはできない 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には、滞在期間の半数が算入される
	企業内の職業教育及び継続教育	17	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 連邦雇用庁の同意 資格を付与する職業教育においては、週10時間まで職業訓練と関係のない就労可 職業教育終了後、当該資格を生かす求職のため1年まで延長可 	<ul style="list-style-type: none"> 定住許可に切り替えることはできない 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には、滞在期間の半数が算入される
	外国の職業資格の承認	17a	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 国内の職業資格との同等性の確認及び追加の教育措置のための滞在許可 18月までの期間を付す 週10時間まで教育措置と関係のない就労可 国内の職業資格との同等性確認後、当該資格を生かす求職のため1年まで延長可 	<ul style="list-style-type: none"> 定住許可に切り替えることはできない 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には、滞在期間の半数が算入される
職業活動	就労	18	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 連邦雇用庁の同意 具体的な職場があること 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条第2項に規定する要件 ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切替え可（第18b条）
	有資格の国外退去強制猶予者の就労	18a	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 国外退去強制を停止されている外国人が対象 ①ドイツの職業教育修了、②ドイツ若しくは外国の大学を修了し、その専門を生かして2年前からドイツで就労していること又は③ドイツ若しくは外国の職業教育を受け、その専門を生かして3年前からドイツで就労していること 十分な居住空間 ドイツ語の十分な知識 連邦雇用庁の同意（優先性審査なし） 具体的な職場があること 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条第2項に規定する要件 ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切替え可（第18b条）
	高等教育修了者の求職	18c	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ又は外国の大学修了 生計の確保 6月までの期間を付す、延長不可 就労不可 2016年7月末までの時限規定 	<ul style="list-style-type: none"> 定住許可に切り替えることはできない
	高度な資格を有する者（定住許可）	19	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 特別な専門知識を有する学者又は卓越した職能を有する教育者若しくは学術協力者 ドイツ社会への統合及び生計の確保が推定されること 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に滞在許可を保有することなく、定住許可を受けることができる
	EUブルーカード	19a	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ又は外国の大学修了 修了資格を生かした具体的な労働契約の締結 総所得が年間48,400ユーロ以上、人手不足の職業（自然科学、技師、医師等）においては37,752ユーロ以上（2015年） 最長4年の期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単なドイツ語の知識があれば33月後、十分なドイツ語の知識があれば21月後に定住許可に切替え可 ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切替え可（第18b条）
	研究	20	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関との契約を締結していること 原則1年以上の期間を付す 研究活動及び教授活動に従事する権利 平均の年金受給額の3分の2の額の生計費が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条第2項に規定する要件
	自営業	21(1)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 経済的利益又は地域的需要在存在すること 事業が経済に好影響を与えること 資金調達確保 3年までの期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び扶養家族の生計が確保されている場合には、3年後に定住許可に切替え可 ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切替え可（第18b条）
	大学卒業業者又は研究者の自営業	21(2a)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 事業が当該外国人の専門と関係すること 3年までの期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び扶養家族の生計が確保されている場合には、3年後に定住許可に切替え可 ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切替え可（第18b条）
自由業	21(5)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 原則2年の期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> 第9条第2項に規定する要件 ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切替え可（第18b条） 	

人道上の理由	外国からの受入れ	22 第1文	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 国際法上又は緊急の人道上の理由 生計の確保（官庁の裁量により適用しないことができる） 	・第9条第2項に規定する要件
	連邦内務省の受入表明	22 第2文	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 政治的利益の保護のために連邦内務省が受入れを表明 就労可 	・第9条第2項に規定する要件
	州の最高官庁による滞在の保障	23(1)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 国際法上又は緊急の人道上の理由、政治的利益の保護のために州の最高官庁が滞在許可の付与を命令 特定の外国人集団を対象 連邦内務省の合意が必要 	・第9条第2項に規定する要件
	特別な政治的利益が存在する場合の受入れ	23(2)	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 特別な政治的利益の保護のために連邦内務省が命令 特定の外国人集団を対象 州の最高官庁の了解が必要 定住許可（住所の制限可）又は滞在許可（職業活動に従事する権利）の付与 	・第9条第2項に規定する要件
	第三国定住	23(4)	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 第三国定住プログラムの枠組み 連邦内務省が連邦移民難民庁に対し受入れの承諾を命令 州の最高官庁の了解が必要 定住許可（住所の制限可）又は滞在許可（職業活動に従事する権利）の付与 	<ul style="list-style-type: none"> 3年後に定住許可に切替え可 生計の確保は要求されない
	苛酷な状況における滞在の保障	23a	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 出国義務の履行が強制可能な外国人を対象 州が設置する苛酷委員会（注2）が要請した場合に、州の最高官庁が滞在許可の付与を命令 当該外国人による生計の確保又は第三者による生計費負担を条件とすることができる 	・第9条第2項に規定する要件
	一時的保護	24	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 指令2001/55/ECに基づく欧州連合理事会の決定に基づき一時的保護を保障された大量難民のうち、ドイツに割り当てられた外国人 最初は1年の期間、最長3年間まで延長可 生計の確保は要求されない 	・3年後には他の規定を根拠とする滞在許可への切替えが必要
	庇護権認定	25(1)	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 政治的な迫害を受け、国家により権利が侵害されている外国人 3年の期間を付す 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> 3年後に定住許可に切替え可 庇護権の取消し又は撤回の要件が存在しないこと 生計の確保は要求されない
	難民条約にいう難民	25(2)第1文前半	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 人種、宗教、国籍、政治的意見等を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる外国人 3年の期間を付す 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> 3年後に定住許可に切替え可 難民認定の取消し又は撤回の要件が存在しないこと 生計の確保は要求されない
	補完的保護	25(2)第1文後半	請求権	<ul style="list-style-type: none"> 最初は1年の期間、延長は2年ごと 生計の確保は要求されない 	・第9条第2項に規定する要件
	国外退去強制の禁止	25(3)	原則付与	<ul style="list-style-type: none"> 第60条第5項（欧州人権条約に基づき国外退去強制が許されない場合）又は第7項（他国において身体等への具体的危険が存在する場合）の規定により国外退去強制が禁止される外国人 1年以上の期間を付す 生計の確保は要求されない 	・第9条第2項に規定する要件
	人道上の理由による一時的な滞在	25(4)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の人道上又は個人的な理由等のために、一時的な滞在が必要であり、出国義務の履行を強制できない外国人 延長は特例 	・一時的な滞在のため、定住許可への切替えは不可
	人身取引の被害者	25(4a)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 出国義務の履行が強制可能な外国人 刑事手続の終了まで 生計の確保は要求されない 	・第9条第2項に規定する要件
	闇労働防止法等に規定する犯罪の被害者	25(4b)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 出国義務の履行が強制可能な外国人 刑事手続の終了まで 生計の確保は要求されない 	・第9条第2項に規定する要件
	出国義務の履行が強制可能な外国人の滞在	25(5)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> 法律上又は事実上の理由により出国が不可能な場合、かつ、出国の障害が近い将来に除去されない場合 上記の場合において、18月国外退去強制が停止されている者には、原則として滞在許可が付与される 	・第9条第2項に規定する要件
十分に統合された青少年	25a	原則付与	<ul style="list-style-type: none"> 国外退去強制を停止されている青少年 4年以上前から滞在 4年以上前から学校に通学又は学校教育若しくは職業教育を修了 その親にも滞在許可を付与 	・第9条第2項に規定する要件	
持続的に統合された外国人	25b	原則付与	<ul style="list-style-type: none"> 国外退去強制を停止されている外国人 8年以上前から滞在、未成年の子と同居の場合には6年以上前から滞在 生計の確保 基本的なドイツ語能力 2年までの期間を付与 職業活動に従事する権利 	・第9条第2項に規定する要件	

(注1) 「許可の付与方法」の欄において、「請求権」は、外国人の請求があれば当然に付与しなければならないもの、「原則付与」は、例外が認められない限り原則として付与するもの、「裁量」は、行政庁の裁量により付与するものである。

(注2) 苛酷委員会は、州の滞在法の所管官庁に設置される独立した委員会であり、法律の規定によれば滞在許可を付与することができない外国人であるが、緊急の人道上の理由又は個人的な理由により滞在を延長することが正当化されるものについて、所管の官庁に対して、当該外国人の苛酷な状況を伝え、滞在の延長を要請する。

(出典) Projekt Q, Büro für Qualifizierung der Flüchtlingsberatung, Tabellen zu den Aufenthaltspapieren. einwanderer.net ウェブサイト (http://www.einwanderer.net/fileadmin/downloads/tabellen_und_uebersichten/Tabellen_Auftitel_Rechtsgrundlagen_Stand_2012.pdf) 等を基に筆者作成。

表 3 2009 年から 2014 年までに第三国から流入した専門職者及び高度な資格を有する者の数

滞在資格	2009	2010	2011	2012	2013	2014
資格の必要な就労（第 18 条第 4 項）	14,816	17,889	23,912	23,191	17,185	19,515
高度な資格（第 19 条）	169	219	370	244	27	31
EU ブルーカード（第 19a 条）	—	—	—	2,190	4,651	5,378
研究（第 20 条）	140	211	317	366	444	397
自営業（第 21 条）	1,024	1,040	1,347	1,358	1,690	1,781
専門職者及び高度資格者の総計	16,149	19,359	25,946	27,349	23,997	27,102
第三国からの流入者総計		232,007	265,728	305,595	362,984	518,802

(出典) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das Bundesamt in Zahlen 2014: Asyl, Migration und Integration*, 2015, S. 90; Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Erwerbsmigration nach Deutschland*, 2015, S. 8 を基に筆者作成。

表 4 家族呼寄せに関する滞在法の規定の概要

<p>家族（配偶者及び未成年の子）呼寄せの一般的要件（第 29 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計の確保 ・ 十分な居住空間 <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 22 条、第 23 条第 1 項若しくは第 2 項、第 25 条第 3 項若しくは第 4a 項第 1 文、第 25a 条第 1 項又は第 25b 条第 1 項に規定する滞在許可を保有する外国人の家族には、国際法上若しくは人道上の理由がある場合又はドイツの政治的利益の保護のためにのみ、滞在許可を付与することができる。 ・ 第 25 条第 4 項、第 4b 項及び第 5 項、第 25a 条第 2 項並びに第 25b 条第 4 項の場合、家族呼寄せはできない。
<p>適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する滞在許可、第 26 条第 3 項に規定する定住許可又は第 25 条第 2 項第 1 文後半に規定する滞在許可の後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有する外国人が、これらの地位が確定した後 3 月以内に家族の滞在資格の付与申請を行った場合、上記の要件を考慮してはならない。当該申請がこの期間内に行われなかった場合には、これらの要件を考慮しないことができる。
<p>配偶者の呼寄せの要件（第 30 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人本人及び配偶者が 18 歳以上 ・ 配偶者がドイツ語による簡単な意思疎通ができること
<p>ドイツ語要件の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 26 条第 3 項に規定する滞在資格又は第 25 条第 2 項第 1 文後半に規定する滞在許可の後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有する外国人が、既に故国で婚姻していた場合 ・ 配偶者に身体的、知的又は精神的な疾病又は障害がある場合
<p>子の呼寄せの要件（第 32 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子が未成年（18 歳未満）かつ未婚

(出典) 筆者作成。

表 5 2014 年にドイツに流入した第三国国籍者の滞在資格別人数

国籍	滞在許可							定住許可	EU 長期滞在許可	滞在承認 (注 1)	猶予	総数 (注 2)
	留学	語学講習 通学	他の教育	職業活動	人道上の 理由	家族の 理由	他の理由					
シリア	992	163	45	208	33,041	3,025	73	21	58	16,848	1,239	69,658
セルビア	174	47	49	2,542	152	1,417	126	204	694	8,911	7,270	35,054
コソボ	59	18	71	83	58	3,766	1,190	140	264	8,223	2,043	24,306
中国	9,147	518	266	3,376	33	2,418	299	82	118	394	71	22,073
インド	4,038	38	241	5,111	50	3,992	375	61	257	1,469	292	21,081
トルコ	1,327	115	84	1,352	117	7,317	436	2,818	330	1,174	328	20,748
ロシア	2,152	257	95	1,404	747	4,286	208	321	324	2,932	1,278	19,335
米国	3,833	868	505	4,707	26	3,075	871	149	231	5	9	18,527
ボスニア・ヘル ツェゴヴィナ	153	31	330	3,580	59	1,425	372	125	440	2,680	1,692	18,019
エリトリア	11	0	0	0	304	95	7	13	3	12,265	637	15,750
アルバニア	307	45	21	164	35	445	347	17	466	7,122	1,113	15,681
アフガニスタン	118	4	17	5	1,278	863	38	41	38	7,810	1,112	13,856
マケドニア	90	24	28	243	36	1,005	497	63	1,062	2,803	2,536	13,648
ウクライナ	1,147	153	85	1,759	292	2,642	147	212	354	2,432	295	12,828
パキスタン	932	6	14	103	46	1,798	380	29	194	3,652	366	9,543
総数 (注 2)	47,869	6,112	3,778	37,252	44,614	63,677	10,400	5,911	9,436	118,331	28,578	518,802

(注 1) 滞在承認は庇護申請中の外国人の法的地位で、庇護法第 55 条に基づく。

(注 2) 表の内訳は全ての第三国国籍又は滞在資格の項目を含んでいないため、「総数」は表中の数字の総計と異なる。

(出典) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das Bundesamt in Zahlen 2014: Asyl, Migration und Integration*, 2015, S. 78 を基に筆者作成。

表 6 猶予の状態にある者及び残留の権利を得た者の数
(2015 年 6 月 30 日時点)

	人数
猶予 (第 60a 条第 2 項)	129,258
第 104a 条又は第 104b 条 (注) に規定する滞在許可	1,665
第 18a 条に規定する滞在許可	143
第 25a 条に規定する滞在許可	3,990

(注) 第 104b 条は、国外退去強制を猶予された外国人の未成年の子に対する滞在資格を定めている。

(出典) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/5862* を基に筆者作成。

表7 庇護手続迅速化法による主要な措置

<p>①庇護手続迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバニア、コソボ及びモンテネグロを「安全な出身国」に追加（庇護法第 29a 条、附則 II） ・難民が州の第一次引受施設に居住する期間の上限を 3 月から 6 月に引上げ（庇護法第 47 条） （庇護手続終了後の強制送還を効率的に行うため）
<p>②難民宿泊施設の建設促進（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民の宿泊施設の建設を容易にするため都市計画法上の要件を緩和（2019 年末までの時限的措置）（建設法典第 246 条） ・建物に係る熱効率の要件の緩和（再生可能エネルギー熱法第 9a 条）
<p>③金銭給付の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庇護申請者に対する金銭給付の現物給付への変更を促進（庇護申請者給付法第 3 条） ・出国義務のある外国人に対する給付の不支給（庇護申請者給付法第 1a 条）
<p>④医療措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防注射の強化（庇護申請者給付法第 4 条） ・公的医療保険による費用引受けを可能に（社会法典第 264 条） ・難民の中の医者への活用（庇護法第 90 条）
<p>⑤統合促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民に対する派遣労働禁止の緩和（庇護法第 61 条）
<p>⑥連邦の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民の登録から庇護申請決定までの費用（難民 1 人につき 670 ユーロ / 月）、親のいない未成年の難民のための費用（3 億 5 千万ユーロ / 年）の連邦の負担（財政調整法第 1 条） ・難民の居住施設の建設のために、連邦が州及び自治体に対して 2016 年から 2019 年まで毎年 5 億ユーロを支援（解消法第 3 条）

(注) ハンブルクとブレーメンは、難民の宿泊施設確保のために空き家を収用することができるとする時限立法を行った。

Gesetz zur Flüchtlingsunterbringung in Einrichtungen vom 2. Oktober 2015 (HmbGVBl. S. 245).

Gesetz zur vorübergehenden Unterbringung von Flüchtlingen und Asylbegehrenden vom 20. Oktober 2015 (Brem. Gbl. S. 464).

(出典) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/6185, 6386* を基に筆者作成。

表8 迅速な庇護手続を導入するための法律案の草案による主要な措置

<p>①庇護手続迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庇護申請の受付から決定までを 1 週間で、行政裁判所に対する提訴、強制送還までの迅速な手続を担当する特別な受入施設の設置（庇護法第 30a 条）（安全な出身国の外国人や虚偽の申告をした外国人等が対象） ・この迅速な手続の間に当該受入施設に居住しなければならない義務に違反した者には、庇護申請を却下（庇護法第 33 条）
<p>②統合講習参加の自己負担金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合講習に参加する難民から自己負担金を徴収（滞在法第 43 条、第 45a 条）
<p>③国外退去強制を困難にする事情の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康上の理由がある場合に国外退去強制を行わないが、その要件を明確化（滞在法第 60 条、第 60a 条） ・旅券不所持のために国外退去強制を行うことができない場合に、必要な書類を外国人のために入手する連邦の権限を強化（滞在法第 71 条）
<p>④補完的保護を保障された外国人の家族呼寄せの制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補完的保護を保障された外国人の家族呼寄せを 2 年間停止（滞在法第 104 条）

(出典) „Referentenentwurf des Bundesministeriums des Innern; Gesetz zur Einführung beschleunigter Asylverfahren.“ Pro Asyl ウェブサイト 〈http://proasyl.de/fileadmin/proasyl/fm_redakteure/Presserkl_Anhaenge/151119_Entwurf_Gesetz_Einfuehrung_beschleunigte_Asylverfahren_mit_Aenderung_nach_Ressortbesprechung_mit_Begrueendung.pdf〉を基に筆者作成。

連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律 (滞在法) (抄)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子 訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳

(ゴシック体の条文を訳出した。)

【目次】

第1章 総則

第1条 法律の目的及び適用範囲

第2条 定義規定

第2章 連邦領域への入国及び滞在

第1節 一般規定

第3条 旅券義務

第4条 滞在資格の必要

第5条 一般的な付与要件

第6条 ビザ

第7条 滞在許可

第8条 滞在許可の延長

第9条 定住許可

第9a条 EU長期滞在許可

第9b条 滞在期間の算入

第9c条 生計

第10条 庇護申請の際の滞在資格

第11条 入国及び滞在の禁止

第12条 有効地域及び附款

第2節 入国

第13条 国境通過

第14条 入国の不許可及び特例ビザ

第15条 現場退去命令

第15a条 許可なく入国した外国人の割当て

第3節 教育目的の滞在

第16条 大学留学、語学講習及び学校通学

第17条 その他の教育目的

第17a条 外国の職業資格の承認

第4節 職業活動を目的とする滞在

第18条 就労

第18a条 国外退去強制を猶予されている有資格外国人に対する就労のための滞在資格

第18b条 ドイツの高等教育機関を卒業した者に対する定住許可

第18c条 高等教育修了者に対する求職のための滞在許可

第19条 高度な資格を有する者に対する定住許可

第19a条 EUブルーカード

第20条 研究

第21条 自営業

第5節 国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在

第22条 外国からの受入れ

第23条 州の最高官庁による滞在の保障、特別な政治的利益が存在する場合の受入れ及び保護を求める者の新定住

第23a条 苛酷な状況 [Härtefall] における滞在の保障

第24条 一時的保護のための滞在の保障

第25条 人道上の理由に基づく滞在

第25a条 十分に統合された少年及び青年に対する滞在の保障

第25b条 持続的に統合された外国人に対する滞在の保障

第26条 滞在の期間

第6節 家族を理由とする滞在

第27条 家族呼寄せの原則

第28条 ドイツ人の家族呼寄せ

第29条 外国人の家族呼寄せ

第30条 配偶者の呼寄せ

第31条 配偶者の独立した滞在の権利

第32条 子の呼寄せ

第33条 連邦領域での子の出生

第34条 子の滞在の権利

第35条 子の独立した期間の定めのない滞在の権利

第36条 両親及び他の家族構成員の呼寄せ

第7節 特別な滞在の権利

第37条 再入国の権利

第38条 元ドイツ人の滞在資格

第38a条 他の欧州連合構成国において長期の滞在の権利を保障された者の滞在許可

第8節 連邦雇用庁の関与

第39条 外国人就労への同意

第40条 拒否理由

第41条 同意の取消し

第42条 命令制定権及び指示権

第3章 統合

第43条 統合講習

第44条 統合講習に参加する権利

第44a条 統合講習への参加の義務付け

第45条 統合プログラム

第45a条 職業に関連するドイツ語講習及び命令制定の授権

第4章 秩序法規上の規定

- 第46条 秩序法上の処分
- 第47条 政治活動の禁止及び制限
- 第48条 身分証明法規上の義務
- 第48a条 ログインデータの収集
- 第49条 身元の審査、確定及び確認
- 第49a条 拾得文書データベース
- 第49b条 拾得文書データベースの内容

第5章 滞在の終了

第1節 出国義務の理由

- 第50条 出国義務
- 第51条 滞在の適法性の終了及び制限の効力の継続
- 第52条 取消し
- 第53条 国外退去命令
- 第54条 国外退去命令の利益
- 第55条 残留の利益
- 第56条 国外退去命令を受けた外国人に対する国内の治安を理由とする監視

第2節 出国義務の強制

- 第57条 現場退去強制
- 第58条 国外退去強制
- 第58a条 国外退去強制命令
- 第59条 国外退去強制の予告
- 第60条 国外退去強制の禁止
- 第60a条 国外退去強制の一時的停止(猶予)
- 第61条 移動及び住所の制限並びに出国施設
- 第62条 国外退去強制のための勾留
- 第62a条 国外退去強制のための勾留の執行
- 第62b条 出国のための拘禁

第6章 責任及び手数料

- 第63条 輸送業者の義務
- 第64条 輸送業者の送還義務
- 第65条 空港事業者の義務
- 第66条 費用債務者；支払保証
- 第67条 費用責任の範囲
- 第68条 生計に対する責任
- 第69条 手数料
- 第70条 時効

第7章 手続規定

第1節 所管

- 第71条 所管
- 第71a条 所管及び通知
- 第72条 関与の必要
- 第72a条 治安目的のためのビザ申請データの照合
- 第73条 ビザ手続及び滞在資格の付与の場合のその他の関与の必要性

- 第73a条 ビザの付与に関する通知
- 第73b条 ビザ手続に関わる職員及び組織の信頼性審査
- 第73c条 外部の事業者との協力
- 第74条 連邦の関与及び指示権能

第1a節 通過輸送

- 第74a条 外国人の通過輸送

第2節 連邦移民難民庁

- 第75条 任務
- 第76条 (削除)

第3節 行政手続

- 第77条 書面方式及び要式の例外
- 第78条 電子的な保存及び加工媒体を有する文書
- 第78a条 滞在資格証、身分証明書の代用物及び証明書の様式
- 第79条 滞在中に関する決定
- 第80条 未成年者の行為能力
- 第81条 滞在資格の申請
- 第82条 外国人の協力
- 第83条 不服申立の制限
- 第84条 不服申立及び訴えの提起の効果
- 第85条 滞在中の算定

第4節 データ保護

- 第86条 個人データの収集
- 第87条 外国人官庁への伝達
- 第88条 特別な法律上の使用規制がある場合の伝達
- 第88a条 統合措置に関連するデータの加工
- 第89条 身元の審査、確定及び確認の措置の手続
- 第89a条 拾得文書データベースのための手続規定
- 第90条 外国人官庁による伝達
- 第90a条 外国人官庁から住民登録官庁への通知
- 第90b条 外国人官庁と住民登録官庁間のデータの照合
- 第90c条 外務省を通じたビザ手続におけるデータ伝達
- 第91条 個人データの保存及び消去
- 第91a条 一時的保護のための登録簿
- 第91b条 国の連絡機関としての連邦移民難民庁によるデータ伝達
- 第91c条 指令2003/109/ECの実施のための共同体内の情報提供
- 第91d条 指令2004/114/ECの実施のための共同体内の情報提供
- 第91e条 一時的保護のための登録簿及び共同体内のデータ伝達のための共通規定
- 第91f条 指令2009/50/ECの実施のための欧州連合内の情報提供

第8章 移民難民統合専門委員

第 92 条 専門委員の職	第 100 条 用語の調整
第 93 条 任務	第 101 条 従前の滞在の権利の効力の継続
第 94 条 職務権限	第 102 条 外国人法規上の措置の効力の継続及び算入
第 9 章 刑罰及び過料規定	第 103 条 従前の法規の適用
第 95 条 刑罰規定	第 104 条 経過規定
第 96 条 外国人を密入国させること	第 104a 条 国外退去強制を猶予されている外国人についての規定
第 97 条 死亡に至らしめた密入国並びに業としての密入国及び団体による密入国	第 104b 条 国外退去強制を猶予された外国人の統合された子のための滞在の権利
第 98 条 過料規定	第 105 条 労働資格の効力の継続
第 9a 章 違法雇用の法的効果	第 105a 条 行政手続のための規定
第 98a 条 報酬	第 105b 条 統一的な様式による滞在資格証に関する経過規定
第 98b 条 補助金の不交付	第 105c 条 国内の治安を目的として国外退去強制を受けた外国人の監視措置の移行
第 98c 条 公共調達からの排除	第 106 条 基本権の制限
第 10 章 命令制定権、経過規定及び末尾規定	第 107 条 都市州条項
第 99 条 命令制定権	

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的及び適用範囲

- (1) この法律は、ドイツ連邦共和国への外国人の流入の制御及び制限を目的とする。この法律は、ドイツ連邦共和国の受入能力及び統合能力並びに経済的利益及び労働市場政策上の利益を考慮した移住を可能とし、形成する。この法律はまた、ドイツ連邦共和国の人道上の義務の遂行を目的とする。この法律は、これらの目的のため、外国人の入国、滞在、職業活動及び統合について定める。他の法律の規定は、影響を受けない。
- (2) この法律は、次の各号に掲げる外国人には適用しない。
1. 法律に別段の定めがない限り、欧州連合市民の一般的な自由移動に関する法律⁽¹⁾によりその法的地位が定められている外国人
 2. 裁判所構成法第 18 条から第 20 条まで⁽²⁾の規定を基準として、ドイツの裁判権に服さない外国人
 3. 外交及び領事関係並びに国際的な機関及び組織の活動のための国際条約を基準として、移民制限を受けず、外国人官庁⁽³⁾への届出義務及び滞在資格 [Aufenthaltstitel] の必

* この翻訳は、Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162), das durch Artikel 2 des Gesetzes vom 28. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1802) geändert worden ist から難民の滞在資格に関する部分について訳出したものである (2015 年 10 月 28 日改正 (BGBl. I S. 1802) まで)。〈http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/aufenthg_2004/gesamt.pdf〉以下、インターネット情報は、2015 年 11 月 30 日現在のものである。この法律については、2007 年末時点の全訳があり (国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「2004 年 7 月 30 日の連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律 (滞在法)」『外国の立法』No.234, 2007.12, pp.33-112)、その後の主な改正は、解説の表 1 を参照。訳文中 [] 内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) Gesetz über die allgemeine Freizügigkeit von Unionsbürgern (Freizügigkeitsgesetz/EU) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950, 1986).

(2) 外国の大使館 (裁判所構成法第 18 条) 及び領事館 (同第 19 条) の職員並びにドイツの公的な招聘により来独した外国の代表者 (同第 20 条) は、ドイツの裁判権に服さない。

(3) 各州の内務省下の機関で外国人の滞在管理を司る。本間浩『個人の基本権としての庇護権』勁草書房, 1985, pp.166-167 を参照。

要を免除された外国人であってその免除を可能とする相互主義が存在する場合

第2条 定義規定

- (1) 外国人とは、基本法第116条第1項にいうドイツ人でない全ての者をいう。
- (2) 職業活動とは、自営業及び社会法典第4編第7条⁽⁴⁾にいう就労をいう。
- (3) 外国人の生計の確保とは、疾病保険による十分な保障を含めてその生計を公費の請求によらず維持できることをいう。次の各号に掲げる給付の受給は、公費の請求とみなさない。
 1. 児童手当
 2. 児童付加手当⁽⁵⁾
 3. 育児手当
 4. 親手当
 5. 社会法典第3編⁽⁶⁾、連邦教育助成法⁽⁷⁾及び向上訓練支援法⁽⁸⁾に基づく職業教育助成金
 6. 抛出に基づく公費又は連邦領域における滞在を可能とするために支給されている公費
 7. 養育費前払法⁽⁹⁾に基づく給付

外国人が法定疾病保険に加入している場合には、十分な疾病保障を得ているものとする。家族呼寄せのための滞在許可の付与又は延長の際には、家計所得に対する家族構成員の寄与を考慮する。外国人が連邦教育助成法第13条及び第13a条第1項に規定する1月の給付額分⁽¹⁰⁾の資力を有している場合には、第16条に規定する滞在許可⁽¹¹⁾のための生計が確保されているものとみなす。第20条に規定する滞在許可⁽¹²⁾の付与のためには、社会法典第4編第18条に規定する受給額⁽¹³⁾の3分の2の額を、生計費の充足に十分なものとみなす。連邦内務省は、第5文及び第6文に規定する毎月の最低額⁽¹⁴⁾を前年の12月31日までに連邦官報において公示する。

- (4) 十分な居住空間としては、公的助成を受けた賃貸社会住宅に住居を求める者の入居に十分である程度を超えて求めないものとする。居住空間が、その質及び広さの点で、ドイツ人に対しても適用される法令の規定を満たしていない場合には、十分な居住空間でないものとする。家族にとっての十分な居住空間を算定する場合には、2歳未満の子は、考慮しない。
- (5) シェンゲン協定加盟国とは、次の各号に掲げる欧州連合の法規が全面的に適用される国をいう。
 1. 1985年6月14日の共通国境管理の漸進的撤廃に関するシェンゲン協定を実施する協定（OJ L239, 22.9.2000, p.19）

(4) 社会法典第4編（社会法典のための共通規定）第7条は、就労は、非自営の労使関係に置かれた労働と定義している。

(5) 児童付加手当（Kinderzuschlag）は、児童手当法に基づき、自らの生計は賄えるが、子の生計を賄うには収入が不足している親に対して支払われる公的給付である。これら給付については、齋藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』716号、2010.9, pp.47-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050289_po_071603.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(6) 社会法典第3編は、雇用促進を定める。

(7) 連邦教育助成法は、奨学金を定める。

(8) 向上訓練支援法は、一般的な職業教育を修了した者に対する専門的な職業教育の助成を定める。

(9) 養育費前払法は、一人親が元配偶者から養育費を受けられない場合の給付を定める。

(10) ドイツにおいて代表的な奨学金（BAföG）の額。

(11) 第16条は、留学のための滞在許可を定める。

(12) 第20条は、研究のための滞在許可を定める。

(13) 平均の年金受給額。

(14) 注(10)及び注(13)を参照。

2. 2006年3月15日の欧州議会及び理事会シェンゲン国境規則（EC）No.562/2006（OJ L105, 13.4.2006, p.1）
3. 2009年7月13日の欧州議会及び理事会ビザ規則（EC）No.810/2009（OJ L243, 15.9.2009, p.1）
- (6) この法律にいう一時的保護とは、2001年7月20日の避難民の大量流入の場合における一時的保護の保障のための最低基準並びにこれらの人々の受入れ及びその結果に関連する負担の構成国への均衡のとれた割当てを促進するための措置に関する理事会指令2001/55/EC（OJ L212, p.12）を適用した滞在の保障をいう。
- (7) 長期滞在権者とは、指令2011/51/EU（OJ L 132, 19.5.2011, p.1）により最終改正された2003年11月25日の長期に滞在の権利を保障された第三国国籍者の法的地位に関する理事会指令2003/109/EC（OJ 2004 L16, p.44）第2条bに規定する法的地位を欧州連合加盟国において付与され、剥奪されていない外国人をいう。
- (8) EU長期滞在許可とは、指令2003/109/EC第8条の規定により他の欧州連合構成国により長期滞在権者に発行された滞在資格をいう。
- (9) ドイツ語の簡単な知識とは、欧州共通言語参照枠（欧州共通言語参照枠に関する欧州評議会の大臣会議の構成国に対する1998年3月17日の勧告No.R(98)6）のレベルA1に相当する。
- (10) ドイツ語の基本的な知識とは、欧州共通言語参照枠のレベルA2に相当する。
- (11) ドイツ語の十分な知識とは、欧州共通言語参照枠のレベルB1に相当する。
- (12) 欧州共通言語参照枠のレベルC1に相当するドイツ語の知識を有する外国人は、ドイツ語を会得した外国人であるものとする。
- (13) 国際的保護を受ける権利を有する者とは、次の各号のいずれかの指令にいう国際的保護を享有する外国人とする。
 1. 2004年4月29日の難民又は他の方法による国際的保護を必要とする者としての第三国国籍者又は無国籍者の認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する理事会指令2004/83/EC（OJ L304, 30.9.2004, p.12）
 2. 2011年12月13日の国際的保護の請求権を有する者としての第三国国籍者又は無国籍者の認定、難民又は補完的保護の権利を有する者のための統一的地位及び与えられる保護の内容に関する欧州議会及び理事会指令2011/95/EU（OJ L337, 20.12.2011, p.9）
- (14) (略)
- (15) (略)

第2章 連邦領域への入国及び滞在

第1節 一般規定

第3条 旅券義務

- (1) 外国人は、法規命令により旅券義務を免除されていない場合には、認定された有効な旅券又は代用旅券を所持しているときに限り、連邦領域への入国及び滞在を許される。連邦領域における滞在のために、外国人は、旅券義務を身分証明書の代用物（第48条第2項）の所持によっても満たす。
- (2) 連邦内務省又はその指定する機関は、理由のある個別の事例について、外国人の入国

前に、国境通過及びこれに続く6月以内の滞在のために旅券義務の例外を許すことができる。

第4条 滞在資格の必要

(1) 欧州連合の法令若しくは[ドイツの]法規命令に別段の定めがない場合又は1963年9月12日の欧州経済共同体とトルコとの間の連合の設立のための協定(BGBl. 1964 II S. 509)(欧州経済共同体・トルコ連合協定)に基づく滞在の権利が存在しない場合には、外国人は、連邦領域への入国及び滞在のために滞在資格を必要とする。滞在資格は、次の各号のいずれかとして付与される。

1. 第6条第1項第1号及び第3項にいうビザ[Visum]
2. 滞在許可[Aufenthaltserlaubnis](第7条)
- 2a. EUブルーカード(第19a条)
3. 定住許可[Niederlassungserlaubnis](第9条)
4. EU長期滞在許可[Erlaubnis zum Dauerehalt – EU](第9a条)

法律又は法規命令に別段の定めがない限り、滞在許可に適用される法令の規定は、EUブルーカードにも適用される。

(2) この法律に定める場合又は滞在資格証が職業活動を明文で許可している場合には、滞在資格は、職業活動に従事する権利を保障する。全ての滞在資格証は、職業活動が許可されているか否かを明らかにしなければならない。就労目的の滞在許可を保有しない外国人に対しては、連邦雇用庁が同意した場合又は法規命令により就労が連邦雇用庁の同意なしに許されることが定められている場合に限り、就労を許可することができる。連邦雇用庁が同意した際に付した制限は、滞在資格証にも記さなければならない。

(3) 外国人は、滞在資格が職業活動に従事する権利を保障している場合に限り、これに従事することができる。外国人が就労又は他の有償のサービス提供若しくは労務提供を受託することができるのは、外国人がこのような滞在資格を保有する場合に限られる。国家間協定、法律又は法規命令に基づき、滞在資格を保有することなく職業活動に従事することが外国人に対して許されている場合には、この規定は、適用しない。連邦領域において外国人を雇用し、又は外国人が利得を求めて行う継続的な有償のサービス提供若しくは労務提供を外国人に委託する者は、第2文又は第3文の要件が満たされているか否かを確認しなければならない。連邦領域において外国人を雇用する者は、[外国人を]雇用する間、当該外国人の滞在資格証又は滞在承認若しくは国外退去強制の停止に関する証明書の写しを電子媒体又は紙媒体で保存しなければならない。

(4) (削除)

(5) 欧州経済共同体・トルコ連合協定により滞在の権利を認められている外国人は、定住許可もEU長期滞在許可も保有していない場合には、当該権利の存在を滞在許可証の所持により証明する義務を負う。滞在許可証は、申請に基づき発行される。

第5条 一般的な付与要件

(1) 次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、原則として、滞在資格を付与する。

1. 生計が確保されていること。
 - 1a. 外国人の身元が明らかであること及び他国へ帰還する権利を有していない場合には国籍が明らかであること。
2. 国外退去命令の利益が存在しないこと。
3. 滞在資格の付与の請求権が存在しない場合には、当該外国人の滞在がその他の理由

によりドイツ連邦共和国の利益を侵害せず、又は危うくしないこと。

4. 第3条に規定する旅券義務が満たされていること。
- (2) その他、滞在許可、定住許可又はEU長期滞在許可の付与は、外国人が次の各号に掲げる全ての要件を満たすことを前提とする。
 1. 必要なビザを所持して入国していること。
 2. 付与〔申請〕の際に重要な申告事項が、ビザ申請の際に既に申告されていること。

付与の請求権の要件が満たされている場合又は個別の事例の特別な事情を理由としてビザ手続の追完が期待できない場合には、この限りでない。
- (3) 第24条、第25条第1項から第3項まで及び第26条第3項の規定による滞在資格の付与の場合には、第1項及び第2項の規定を適用してはならず、第25条第4a項及び第4b項の場合には、第1項第1号から第2号まで及び第4号並びに第2項の規定を適用してはならない。その他第2章第5節の規定による滞在資格の付与の場合には、第1項及び第2項の規定を適用しないことができる。第1項第2号の規定を適用しない場合には、外国人官庁は、進行中の刑事手続その他の手続の対象である個々の国外退去命令の利益を挙げて国外退去命令が可能である旨を教示することができる。
- (4) 第54条第1項第2号又は第4号⁽¹⁵⁾に規定する国外退去命令の利益の一が存在する場合には、滞在資格の付与を拒否しなければならない。理由のある個別の事例において外国人が所管官庁に対して、安全を脅かす行為を行わないことを疎明した場合には、第1文の例外を許すことができる。連邦内務省又はその指定する機関は、理由のある個別の事例において、外国人の入国前に、国境通過及びこれに続く6月までの滞在のために第1文の例外を許すことができる。

第6条 ビザ

- (1) 外国人に対しては、規則（EC）No.810/2009の基準に従って、次の各号に掲げるビザを付与することができる。
 1. 180日の期間内で最大90日までのシェンゲン協定加盟国の領域の通過又は当該領域において予定する滞在のためのビザ（シェンゲン・ビザ）
 2. 空港の国際線トランジット区域の通行のための空港トランジット・ビザ
- (2) シェンゲン・ビザは、規則（EC）No.810/2009の基準に従って、180日の期間内で最大90日の総滞在期間まで延長することができる。シェンゲン・ビザは、規則（EC）No.810/2009第33条に掲げる理由のため、ドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のため又は国際法上の理由のために、当該180日の期間内でさらに90日、国内ビザとして延長することができる。
- (3) 長期滞在には、入国前に付与される連邦領域用のビザ（国内ビザ）を必要とする。〔国内ビザの〕付与は、滞在許可、EUブルーカード、定住許可及びEU長期滞在許可に適用される規定に従って行う。国内ビザによる適法な滞在期間は、滞在許可、EUブルーカード、定住許可又はEU長期滞在許可の保有期間に算入される。
- (4) （略）

第7条 滞在許可

- (1) 滞在許可とは、期間の定めのある滞在資格をいう。滞在許可は、以下の各節に掲げる

(15) 第54条第1項第2号は、外国人により、自由な民主的基本秩序又はドイツ連邦共和国の安全が脅かされる場合、第4号は、外国人が政治的若しくは宗教的目的を追求して暴力活動に参加し、又は、公に暴力の行使を呼びかけ若しくは暴力の行使に訴えて脅迫した場合は定めている。

滞在目的のために付与する。理由のある場合には、この法律に定めのない滞在目的のためにも滞在許可を付与することができる。

- (2) 滞在許可には、意図されている滞在目的を考慮して期間を付さなければならない。付与、延長又は有効期間の決定にとって本質的な要件が満たされなくなった場合には、事後的であっても当該期間を短縮することができる。

第8条 滞在許可の延長

- (1) 滞在許可の延長については、付与に適用される規定を適用する。
- (2) 滞在の目的からして単に一時的な滞在の場合において、所管官庁が滞在許可の付与又は直近の延長の際に延長を排除したときは、滞在許可は、原則として延長することができない。
- (3) 滞在許可の延長前に、当該外国人が、統合講習に規則に従って参加する義務を遂行したか否かを確認しなければならない。外国人が第44a条第1項第1文⁽¹⁶⁾に規定する統合講習に規則に従って参加する義務に違反した場合には、滞在許可の延長についての決定に際してこのことを考慮しなければならない。滞在許可の付与の請求権が存在しない場合で、第1文に規定する義務に反復してかつ重大に違反したときは、滞在許可の延長を拒否するものとする。滞在許可延長の請求権がこの法律のみに基づいている場合には、延長を拒否することができるが、外国人が共同体的生活及び社会的生活への自己の統合が他の方法により実現したことを証明した場合には、この限りでない。決定の際には、適法な滞在期間、外国人と連邦領域との保護すべきつながり及び連邦領域において適法に生活を営む外国人の家族構成員に対する滞在終了の影響を考慮しなければならない。外国人が第44a条第1項第1文の規定により統合講習への参加を義務付けられている場合又は義務付けられている場合において、当該外国人が統合講習を未だ修了していないとき又は共同体的生活及び社会的生活への自己の統合が他の方法により実現したことを未だ証明しないときには、滞在許可の延長は1年以内とするものとする。
- (4) 第25条第1項、第2項又は第3項の規定により付与された滞在許可の延長には、第3項の規定を適用してはならない。

第9条 定住許可

- (1) 定住許可は、期間の定めのない滞在資格とする。定住許可は、職業活動に従事する権利を保障し、この法律が明文で許す場合に限り附款を付すことができる。第47条の規定は、影響を受けない。
- (2) 外国人が次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、定住許可を付与しなければならない。
1. 5年前から滞在許可を保有していること。
 2. 生計が確保されていること。
 3. 法定年金保険に強制保険料若しくは任意保険料を60月以上納付し、又は保険・援護機関若しくは保険会社が行うこれに相当する給付に対する請求権のための拠出を証明すること。ただし、この場合において、育児又は在宅介護を理由とする離職期間は、相応に算入する。
 4. 従前の滞在期間及び連邦領域におけるつながりの存在を考慮した上で、公共の安全秩序への侵害の重大性及び態様又は外国人から生じる危険に鑑みて、公共の安全秩序

(16) 第44a条第1項第1文は、簡単なドイツ語による意思疎通ができないとき又はドイツ語の十分な知識を有していないとき等の統合講習への参加義務を定めている。

を脅かす理由がないこと。

5. 被用者にあつては、就労を許可されていること。
6. 職業活動に継続的に従事するために必要なその他の許可を保有していること。
7. ドイツ語の十分な知識を有していること。
8. 連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有していること。
9. 十分な居住空間を自己及び同居する家族構成員のために有していること。

統合講習を修了した場合には、第1文第7号及び第8号に規定する要件を満たすことが証明されたものとする。外国人が身体的、知的若しくは精神的な疾病又は障害のために当該要件を満たすことができない場合には、当該要件は、考慮しない。その他の場合においても、苛酷な状況となるのを避けるため、第1文第7号及び第8号に規定する要件を考慮しないことができる。さらに、外国人が簡単なドイツ語により口頭の意味疎通ができる場合において、第44条第3項第2号⁽¹⁷⁾の規定により統合講習への参加請求権を有しなかったとき又は第44a条第2項第3号⁽¹⁸⁾の規定により統合講習への参加を義務づけられていなかったときは、当該要件は、考慮しない。さらに、第1文第2号及び第3号に規定する要件は、外国人が第3文に規定する理由により当該要件を満たすことができない場合には、考慮しない。

- (3) 婚姻共同生活を営む配偶者にあつては、その一方が第2項第1文第3号、第5号及び第6号に規定する要件を満たせば足りる。第2項第1文第3号に規定する要件は、外国人が承認された学校教育修了資格、職業教育修了資格又は高等教育修了資格の取得に至る教育を受けている場合には、考慮しない。第1文の規定は、第26条第4項の場合に準用する。
- (4) 定住許可の付与に必要な滞在許可の保有期間には、次の各号に掲げる期間を算入する。
 1. 外国人が出国時に定住許可を保有していた場合には、定住許可の失効をもたらした連邦領域外の滞在期間を除き、過去に滞在許可又は定住許可を保有していた期間。ただし、最高4年までとする。
 2. 滞在許可の失効をもたらさなかった連邦領域外の滞在期間については、最高6月
 3. 連邦領域での大学における学習又は職業教育の目的での適法な滞在期間の半分

第9a条 EU長期滞在許可（略）

第9b条 滞在期間の算入（略）

第9c条 生計（略）

第10条 庇護申請の際の滞在資格

- (1) 庇護申請を行った外国人に対しては、法律に定める請求権による場合のほか、州の最高官庁の同意があり、かつ、ドイツ連邦共和国の重大な利益にとって必要な場合に限り、永続的効果を有する庇護手続の完了前に、滞在資格を付与することができる。
- (2) 外国人の入国後、外国人官庁により付与され、又は延長された滞在資格は、当該外国人が庇護申請を行っているという事情にかかわらず、この法律の規定により延長することができる。
- (3) 庇護申請が確定的に却下され又はこれを取り下げた外国人に対しては、第5節の規定を基準としてのみ出国前に滞在資格を付与することが許される。庇護法第30条第3項

(17) 第44条第3項第2号は、統合の必要性が明らかに低い場合を定めている。

(18) 第44a条第2項第3号は、継続的な参加が不可能又は期待できない場合を定めている。

第1号から第6号まで⁽¹⁹⁾の規定により庇護申請が却下された場合には、出国前に滞在資格を付与することは許されない。滞在資格付与の請求権が存在する場合には、第1文及び第2文の規定は適用せず、第2文の規定は、外国人が第25条第3項に規定する滞在許可の付与のための要件を満たしている場合には、適用してはならない。

第11条 入国及び滞在の禁止（略）

第12条 有効地域及び附款（略）

第2節 入国（略）

第3節 教育目的の滞在（略）

第4節 職業活動を目的とする滞在（略）

第5節 国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在

第22条 外国からの受入れ

国際法上又は緊急の人道上の理由に基づき外国人を外国から受け入れる場合には、滞在許可を付与することができる。連邦内務省又はその指定する機関がドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために受入れを表明した場合には、滞在許可を付与しなければならない。第2文の場合には、滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。

第23条 州の最高官庁による滞在の保障、特別な政治的利益が存在する場合の受入れ及び保護を求める者の新定住

- (1) 州の最高官庁は、国際法上若しくは人道上の理由から又はドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のために、特定国出身の外国人又はその他の方法で特定された外国人集団に対し、滞在許可を付与するよう命ずることができる。当該命令は、第68条の規定による生計費負担義務の引受けが表明されることを基準として、発することができる。連邦における統一性を保持するために、当該命令は連邦内務省との合意を必要とする。
- (2) 連邦内務省は、ドイツ連邦共和国の特別な政治的利益の保護のために州の最高官庁の了解を得て、特定国出身の外国人又はその他の方法で特定された外国人集団に対し、連邦移民難民庁が受入れの承諾を与える旨を命ずることができる。行政裁判所法第68条に規定する事前手続は、行わない。当該外国人には、[連邦移民難民庁による]受入れの承諾に準じ、滞在許可又は定住許可を付与しなければならない。定住許可は、住所の制限の負担を定めることができる。滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。
- (3) 命令は、第24条の規定の全部又は一部を準用することを定めることができる。
- (4) 連邦内務省は、保護を求める者の新定住の枠組みで、州の最高官庁の了解を得て、新定住のために選定された特定の保護を求める者（再定住難民）に対し、連邦移民難民庁が受入れの承諾を与える旨を命ずることができる。第2項第2文から第5文まで及び第24条第3項から第5項までの規定を準用する。

(19) 庇護法第30条は「明らかに理由のない庇護申請」を定めている。第3項には、申請者の申告が矛盾していたり、他人の名義で申請している場合などが掲げられている。本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」『外国の立法』No.216, 2003.5, pp.66-114. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000505_po_21602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

第 23a 条 苛酷な状況 [Härtefall] における滞在の保障

- (1) 州政府が法規命令により設置した苛酷委員会 [Härtefallkommission]⁽²⁰⁾ が要請（苛酷要請）した場合には、州の最高官庁は、出国義務の履行が強制可能な外国人に対して、この法律が定める滞在資格の付与及び延長の要件並びに第 10 条及び第 11 条の規定にかかわらず、滞在許可を付与するよう命ずることが許される。当該命令は、当該外国人の生計が確保されているかどうか、又は第 68 条の規定による生計費負担義務の引受けが表明されているかどうかの状況を考慮して、個別の事例について発することができる。外国人が著しく重大な犯罪行為をした場合又は送還の日付が既に具体的に決まっている場合には、原則として苛酷な状況を認めない。滞在の保障に関する当該権限は、専ら公共の利益のためのものであり、外国人の個人的権利を根拠づけるものではない。
- (2) 州政府は、法規命令により、第 1 項に規定する苛酷委員会を設置すること、生計費負担義務者が満たすべき要件を含め、第 1 項第 2 文に規定する生計費負担義務の引受けの表明に係る手続、除斥理由及び特別な要求を定めること並びに第 1 項第 1 文に規定する命令権限を他の機関に委譲する権限を有する。苛酷委員会は、専ら自発的に活動するものとする。第三者は、苛酷委員会が特定の個別の事例を取り扱い、又は特定の決定を行うことを要求することができない。苛酷要請に係る決定は、外国人が引き続き連邦領域に滞在することが緊急の人道上的理由又は個人的理由により正当化されると苛酷委員会を確認することを要件とする。
- (3) 社会扶助を必要とする外国人で、第 1 項の規定により滞在許可を付与されたものが他の給付運営機関の所管地域に移動した場合には、滞在許可を付与した外国人官庁の所管地域における社会扶助運営機関が、当該滞在許可の付与から 3 年を上限として、移動先を所管する社会扶助運営機関に対する費用負担の義務を負う。社会法典第 2 編第 6 条第 1 項第 1 文第 2 号⁽²¹⁾ に掲げる生計の確保のための給付について、これを準用する。

第 24 条 一時的保護のための滞在の保障

- (1) 指令 2001/55/EC に基づく欧州連合理事会の議決に基づいて、一時的保護を保障され、かつ、連邦領域に受け入れられる意思を表明した外国人は、当該指令第 4 条及び第 6 条の規定に従って算定された一時的保護の期間、滞在許可を付与される。
- (2) 庇護法第 3 条第 2 項⁽²²⁾ 又はこの法律第 60 条第 8 項第 1 文⁽²³⁾ に規定する要件が存在する場合には、一時的保護を保障することはできず、滞在許可を拒否しなければならない。
- (3) 第 1 項に規定する外国人は、州に割り当てられる。州は、一時的保護のための受入れ及び割り当てのための分担を協定することができる。州への割り当ては、連邦移民難民庁により行われる。州が割り当てに関して特段の割り当て率を協定していない間は、庇護申請者の

(20) 苛酷委員会は、州の滞在法の所管官庁に設置される独立した委員会で、法律の規定によれば滞在許可を付与することができない外国人であるが、緊急の人道上的理由又は個人的な理由により滞在を延長することが正当化されるものについて、所管の官庁に対して、当該外国人の苛酷な状況を伝え、滞在の延長を要請する。ただし、第三者が苛酷委員会に対して、個別の外国人についての検討を要求することはできない。„Härtefallkommission.“ ヘッセン州内務・スポーツ省ウェブサイト (<https://innen.hessen.de/buerger-staat/haertefallkommission>) を参照。苛酷委員会は、通常、州内務省、教会、福祉団体、地方自治体、難民団体、州の外国人問題担当専門委員から構成される。戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」から EU「移民法」へ—」『外国の立法』No.234, 2007.12, p.16. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000294_po_023401.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) を参照。

(21) 社会法典第 2 編は、「失業手当 II」について定めている。第 6 条第 1 項第 1 文は、その給付について、連邦雇用庁担当（第 1 号：第 2 号に定めるもの以外）と自治体の担当（第 2 号：未成年の子及び障害のある子のための手当、住居費、暖房費等）とを定めている。

(22) 平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪等を犯したこと等。

(23) 外国人が重大な理由からドイツ連邦共和国の安全に対して危険とみなされる場合又は犯罪若しくは特別に重大な違反を犯したことを理由として 3 年以上の自由刑の確定判決を受けたために公共に対して危険とされる場合。

割当てについて定められている割当率を適用する。

- (4) 州の最高官庁又はその指定する機関は、割当決定を発する。州政府は、州内における割当てについて、法規命令により定める権限を有し、及び法規命令により当該権限を他の機関に委譲することもでき、その際、庇護法第 50 条第 4 項の規定を準用する。割当ての決定に対しては、不服を申し立てることができない。訴えの提起は、執行停止の効果を有しない。
- (5) 外国人は、特定の州又は特定の地域における滞在を請求する権利を有しない。外国人は、第 3 項及び第 4 項の規定により割り当てられた地域に住居及び通常の滞在場所を置かなければならない。
- (6) 自営業への従事を禁止することは、許されない。就労には、第 4 条第 2 項の規定を適用する。
- (7) 外国人は、一時的保護に係る権利及び義務について、当該外国人が理解できる言語で記載された文書により通知を受ける。

第 25 条 人道上の理由に基づく滞在

- (1) 庇護権者として認定された外国人には、滞在許可を付与しなければならない。外国人が、公共の安全秩序上の重大な理由に基づいて国外退去命令を受けている場合には、この限りでない。滞在許可が付与されるまで、滞在は許可されたものとみなす。当該滞在許可は、職業活動に従事する権利を保障する。
- (2) 連邦移民難民庁が庇護法第 3 条第 1 項に規定する難民の地位又は庇護法第 4 条第 1 項に規定する補完的保護を承認した外国人⁽²⁴⁾には、滞在許可を付与しなければならない。第 1 項第 2 文から第 4 文までの規定を準用する。
- (3) 第 60 条第 5 項又は第 7 項⁽²⁵⁾に規定する国外退去強制の禁止が存在する外国人には、滞在許可を付与するものとする。他国への出国が可能で、かつ、それが期待できる場合において、当該外国人が相応の協力義務に対して反復して若しくは重大な違反をしたとき又は当該外国人が次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすことが重大な理由から当然に推定されるときには、滞在許可は付与されない。
 1. 平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪に関する規定を定めるために作成された国際条約にいう、これらの犯罪を犯したこと。
 2. 重大な犯罪行為を犯したこと。
 3. 国際連合憲章の前文、第 1 条及び第 2 条に規定する国際連合の目標及び原則に違反する行為を犯したこと。
 4. 公共に対する危険又はドイツ連邦共和国の安全に対する危険をなしていること。
- (4) 緊急の人道上の理由若しくは個人的理由のため又は重大な公共の利益のために、連邦領域における一時的な滞在がさらに必要とされる外国人で、出国義務の履行を強制できないものには、一時的滞在のための滞在許可を付与することができる。個別の事例の特

(24) 庇護法第 3 条第 1 項は、人種、宗教、国籍、政治的意見等を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる外国人に対して、難民の地位が認定される旨を定めている。第 4 条第 1 項は、外国人が国籍国において切迫した不利益（①死刑の宣告又は執行、②拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰、③対外的又は国内の武力対立における恣意的な暴力の結果としての民間人の生命又は不可侵性に対する切迫した脅威）が存在することを推定させる確固たる理由を述べた場合に補完的保護を保障される旨を定めている。

(25) 第 60 条第 5 項は、1950 年 11 月 4 日の欧州人権条約の適用により、国外退去強制が許されないことが明らかになる場合、第 7 項は、他国において外国人に身体、生命又は自由に対する重大な具体的危険が存在する場合を定めている。

別な理由に基づいて、連邦領域からの立退きが外国人にとって極めて苛酷な状況となる場合には、第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、滞在許可を延長することができる。

(4a) 刑法典第 232 条、第 233 条又は第 233a 条⁽²⁶⁾に規定する犯罪行為の被害者となった外国人には、出国義務の履行が強制可能であっても、一時的な滞在のために滞在許可を付与するものとする。滞在許可は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、付与することが許される。

1. 当該外国人の申立てがなければ事実関係の究明が困難になるため、当該犯罪行為に係る刑事手続のために、当該外国人が連邦領域に滞在することが適切であると検察庁又は刑事裁判所が判断したこと。
2. 当該外国人が、当該犯罪行為の被疑者とのあらゆる関係を破棄していること。
3. 当該外国人が当該犯罪行為に係る刑事手続において証人として証言する用意がある旨意思表示していること。

刑事手続の終了後、人道上の理由若しくは個人的理由のため又は公共の利益のために、当該外国人の連邦領域における滞在がさらに必要な場合には、滞在許可を延長するものとする。

(4b) 閣労働防止法第 10 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項第 3 号⁽²⁷⁾又は労働者派遣法第 15a 条⁽²⁸⁾に規定する犯罪行為の被害者となった外国人には、出国義務の履行が強制可能であっても、一時的な滞在のために滞在許可を付与することができる。滞在許可は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、付与することが許される。

1. 当該外国人の申立てがなければ事実関係の究明が困難になるため、当該犯罪行為に係る刑事手続のために、当該外国人が連邦領域に滞在することが適切であると検察庁又は刑事裁判所が判断したこと。
2. 当該外国人が当該犯罪行為に係る刑事手続において証人として証言する用意がある旨意思表示していること。

当該外国人に対して使用者から賃金の全額が支払われておらず、外国から未払賃金の支払いを請求することが苛酷である場合には、滞在許可を延長することができる。

(5) 出国義務の履行が強制可能な外国人であって、その出国が法律上又は事実上の理由により不可能であり、かつ、出国の障害の除去が近い将来に予見することができない者には、滞在許可を付与することができる。国外退去強制が 18 月間停止されている場合には、滞在許可を付与するものとする。滞在許可は、当該外国人に自己の責任によらない出国の障害がある場合に限り、付与することが許される。外国人が虚偽の申告をなし、身分若しくは国籍を偽り、又は出国の障害を除去するために本人に期待できる要求を満たさない場合、特にその責任は当該外国人に帰する。

第 25a 条 十分に統合された少年及び青年に対する滞在の保障

(1) [国外退去強制を] 猶予されている少年 [Jugendliche] 及び青年 [Heranwachsende]⁽²⁹⁾ が次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、滞在許可を付与するものとする。

(26) 刑法典第 232 条は、性的搾取目的での人身取引、第 233 条は、労働力搾取のための人身取引、第 233a 条は、人身取引の促進の処罰を定めている。渡邊齊志「ドイツの人身取引処罰規定改正法案」『外国の立法』No.222, 2004.11, pp.61-65. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000434_po_022202.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(27) 閣労働防止法第 10 条（許可又は滞在資格のない外国人の不利な条件での雇用）、第 11 条（許可又は滞在資格のない外国人の大規模な雇用並びに未成年の外国人の雇用）

(28) 労働者派遣法第 15a 条（許可のない外国人の派遣）

(29) 少年裁判所法の定義により、少年は 14 歳以上 18 歳未満、青年は 18 歳以上 21 歳未満である。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/4097, S. 42.

1. 4年前から中断することなく滞在を許可され、[国外退去強制を] 猶予され又は [庇護法の規定による] 滞在承認を保有して連邦領域に滞在していること。
2. 連邦領域において原則として4年前から支障なく学校に通学していること又は承認された学校教育若しくは職業教育を修了したこと。
3. 満21歳未満で滞在許可を申請していること。
4. 従前の教育及び生活事情に基づき、ドイツ連邦共和国における生活事情に順応できることが保障されると認められること。
5. 当該外国人がドイツ連邦共和国の自由な民主的基本秩序を認めていない旨の具体的根拠が存在しないこと。

少年又は青年が学校、職業教育学校又は大学に在籍している場合には、生計を確保するための公的な給付の請求は、滞在許可の付与を妨げない。外国人が虚偽の申告をなし、身分又は国籍を偽ったことにより国外退去強制が停止された場合には、滞在資格の付与を拒否しなければならない。

- (2) 第1項に規定する滞在許可を保有する未成年の外国人の両親又は単独で身上配慮権を有する親が次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、滞在許可を付与することができる。
1. 虚偽の申告をなすこと、身分若しくは国籍を偽ること又は出国の障害除去についての期待できる要求を満たさないことにより国外退去強制が妨げられ又は遅延していないこと。
 2. 生計を職業活動により独立して確保すること。

第1項に規定する滞在許可を保有する外国人の未成年の子が当該外国人と家族共同生活を営む場合には、[当該未成年の子に] 滞在許可を付与することができる。第1項に規定する滞在許可を保有する者と家族共同生活を営む配偶者又は人生パートナーが第1文に規定する要件を満たす場合には、滞在許可を付与するものとする。第31条の規定を準用する。第1項に規定する滞在許可を保有する者と家族共同生活を営む未成年の子には、滞在許可を付与するものとする。

- (3) 外国人が連邦領域において犯した故意の犯罪行為によって判決を受けた場合には、第2項に規定する滞在許可を付与しない。ただし、合計50日以下の日数罰金又は滞在法若しくは庇護法の規定により外国人のみが行いうる犯罪行為を理由とした合計90日以下の日数罰金は、原則として考慮しない。

- (4) 滞在許可は、第10条第3項第2文にかかわらず付与することができ、職業活動に従事する権利を保障する。

第25b条 持続的に統合された外国人に対する滞在の保障

- (1) 国外退去強制を猶予されている外国人がドイツ連邦共和国の生活事情に持続的に統合した場合には、第5条第1項第1号又は第2項の規定にかかわらず、滞在許可を付与するものとする。これは、外国人が次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合とする。

1. 8年以上前から、未成年の未婚の子と同居している場合には6年以上前から、中断することなく国外退去強制を猶予され、[庇護法の規定により] 滞在を許され又は滞在許可を保有して連邦領域に滞在していること。
2. ドイツ連邦共和国の自由な民主的基本秩序を認め、連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有していること。
3. 生計を主として職業活動により確保すること、又は、従前の学校、職業教育、所得

及び家族生活の事情に基づき、住宅手当を考慮しないで第2条第3項に規定する生計を確保することが期待されること。

4. 欧州共通言語参照枠のレベルA2にいう基本的なドイツ語の会話能力を有すること。
5. 就学義務を負う年齢の子について、実際に学校に通学することを証明すること。

次の各号に掲げる者にあつては、社会給付の一時的な受給は、原則として、生計の確保に影響を与えない。

1. 州立大学又は州に認可された大学の学生及び認可された見習職業 [Lehrberuf] 又は州が助成する職業準備措置における職業訓練生
2. 未成年の子を有する家族で、一時的に補足的な社会給付を受給するもの
3. 未成年の子を有するひとり親で、就労 [Arbeitsaufnahme] が社会法典第2編第10条第1項第3号⁽³⁰⁾の規定により期待できないもの
4. 介護の必要な近親者を介護する外国人

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に規定する滞在許可の付与を拒否しなければならない。

1. 外国人が故意に虚偽の申告をなす場合、又は、身分若しくは国籍を偽ること若しくは出国の障害除去の協力についての期待できる要求を満たさないことにより滞在終了が妨げられ又は遅延している場合
2. 第54条第1項又は第2項第1号及び第2号にいう国外退去命令の利益が存在する場合

(3) 第1項第2文第3号及び第4号の要件は、外国人が身体的、知的若しくは精神的な疾病、障害又は年齢の理由により当該要件を満たすことができない場合には、考慮しない。

(4) 第1項に規定する滞在許可を保有する者と家族共同生活を営む配偶者、人生パートナー又は未成年の未婚の子が第1項第2文第2号から第5号までに規定する要件を満たす場合には、滞在許可を付与するものとする。第2項、第3項および第5項の規定を適用する。第31条の規定を準用する。

(5) 滞在許可は、第26条第1項第1文の規定にかかわらず、2年を最長期間として付与し、延長する。滞在許可は、第10条第3項第2文の規定にかかわらず付与することができ、職業活動に従事する権利を保障する。第25a条の規定は、その適用を妨げない。

第26条 滞在の期間

(1) この節の規定による滞在許可は、そのつど3年を最長期間として付与し、延長することができるが、第25条第4項第1文及び第5項の場合において、外国人が未だ18月以上連邦領域に適法に滞在していないときは、6月を最長期間とする。庇護権者として認定された外国人及び庇護法第3条第1項に規定する難民の地位が承認された外国人には、滞在許可は、3年として付与する。庇護法第4条第1項に規定する補完的保護が承認された者には、滞在許可は、1年として付与し、延長の場合には2年とする。第25条第3項の要件を満たす外国人には、滞在許可は、1年以上として付与する。第25条第4a項第1文及び第4b項に規定する滞在許可は、1年として付与し、第25条第4a項第3文に規定する滞在許可は、2年として付与及び延長するものとし、理由のある個別の場合には、これより長い有効期間が許される。

(2) 出国の障害又は滞在終了を妨げるその他の理由が消滅した場合には、滞在許可の延長

(30) 社会法典第2編第10条第1項第3号は、3歳未満の子の養育に影響が出る場合には、就労が期待できないとしている。

は、許されない。

- (3) 第 25 条第 1 項又は第 2 項第 1 文前半に規定する滞在許可を 3 年前から保有している外国人には、定住許可を付与しなければならないが、庇護法第 73 条第 2a 項⁽³¹⁾の規定により取消し又は撤回の要件が存在することを連邦移民難民庁が通知したときにはこの限りでない。第 23 条第 4 項に規定する滞在許可を 3 年前から保有している外国人には、定住許可を付与しなければならないが、撤回の要件が存在する場合にはこの限りでない。
- (4) その他、この節の規定による滞在許可を保有している外国人には、第 9 条第 2 項第 1 文に掲げる要件が存在する場合には、定住許可を付与することができる。第 9 条第 2 項第 2 文から第 6 文までの規定を準用する。滞在許可の付与に先行する庇護手続のための滞在期間は、庇護法第 55 条第 3 項⁽³²⁾の規定にかかわらず、当該期間に算入する。18 歳未満でドイツに入国した子については、第 35 条の規定を準用することができる。

第 6 節 家族を理由とする滞在

第 27 条 家族呼寄せの原則

- (1) 連邦領域における家族共同生活の成立及び維持のための、外国人家族構成員に対する滞在許可（家族呼寄せ）は、基本法第 6 条に規定する婚姻及び家族の保護のために付与し、延長する。
- (1a) 次の各号のいずれかに該当する場合には、家族呼寄せは、許されない。
1. 婚姻又は親族関係が専ら呼び寄せられる者の連邦領域への入国及び連邦領域での滞在を可能とすることのみを目的として締結され、又は形成されたことが確認されたとき。
 2. 一方の配偶者が婚姻を強制されたという推定を事実に基づく根拠が裏付けるとき。
- (2) 連邦領域における人生パートナー共同生活の成立及び維持のため、この条第 1a 項及び第 3 項、第 9 条第 3 項、第 9c 条第 2 文、第 28 条から第 31 条まで並びに第 51 条第 2 項の規定を準用する。
- (3) 家族呼寄せを行う者が他の家族構成員又はその他の世帯構成員の生計のために社会法典第 2 編又は第 12 編による給付を受給している場合には、呼び寄せられる家族のための滞在許可の付与を拒否することができる。第 5 条第 1 項第 2 号の規定を考慮しないことができる。
- (4) 呼び寄せられる家族のための滞在許可は、家族呼寄せを行う外国人が保有する滞在許可の有効期間を上限の有効期間として付与することを許される。家族呼寄せを行う外国人が第 20 条若しくは第 38a 条に規定する滞在資格又は EU ブルーカードを保有している場合には、呼び寄せられる家族のための滞在許可は、この期間として付与しなければならない。ただし、当該滞在許可の有効期間は、家族構成員の旅券又は旅券代用物の有効期間より長期であってはならない。その他の場合には、滞在許可は、最初の付与時には 1 年以上の期間とする。

(31) 庇護法第 73 条は、庇護権者としての認定又は難民の地位の承認の後、要件が喪失した場合等の認定の取消し及び撤回の規定である。第 2a 項は、取消し又は撤回の要件の有無の審査は、最初の庇護認定が確定してから 3 年以内に行わなければならないこと等を定めている。

(32) 庇護法第 55 条第 1 項は、外国人が庇護を申請した場合、手続の間は連邦領域での滞在を許している（Aufenthaltsgestattung）。第 3 項は、何らかの権利の取得や行使が、連邦領域での滞在期間次第である場合には、庇護権者として認定された場合又は難民の地位が承認された場合に限り、第 1 項による滞在期間を算入すると定めている。

(5) この節の規定による滞在資格は、職業活動に従事する権利を保障する。

第 28 条 ドイツ人の家族呼寄せ（略）

第 29 条 外国人の家族呼寄せ

(1) 外国人の家族呼寄せのためには、当該外国人は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

1. 定住許可、EU 長期滞在許可、滞在許可又は EU ブルーカードを保有していること。
2. 十分な居住空間を有していること。

(2) 第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する滞在許可、第 26 条第 3 項に規定する定住許可又は第 25 条第 2 項第 1 文後半に規定する滞在許可の付与後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有する外国人の配偶者及び未成年の未婚の子については、第 5 条第 1 項第 1 号及び本条第 1 項第 2 号に規定する要件を考慮しないことができる。第 1 文の場合で、次の各号に掲げる全てに該当するときは、これらの要件を考慮してはならない。

1. 家族呼寄せの過程で必要となる滞在資格の付与申請が庇護権者としての確定的な認定、難民の地位若しくは補完的保護の確定的な承認又は第 23 条第 4 項に規定する滞在許可の付与後 3 月以内になされたとき。
2. 外国人又はその家族構成員が特別なつながりを有している国で、欧州連合構成国以外のものにおいて家族共同生活の形成が可能でないとき。

第 2 文第 1 号にいう期間は、当該外国人が適時に申請をした場合も遵守されたものとする。

(3) 第 22 条、第 23 条第 1 項若しくは第 2 項、第 25 条第 3 項若しくは第 4a 項第 1 文、第 25a 条第 1 項又は第 25b 条第 1 項に規定する滞在許可を保有する外国人の配偶者及び未成年の子には、国際法上若しくは人道上の理由又はドイツ連邦共和国の政治的利益の保護のためにのみ、滞在許可を付与することが許される。第 26 条第 4 項の規定を準用する。家族呼寄せは、第 25 条第 4 項、第 4b 項及び第 5 項、第 25a 条第 2 項、第 25b 条第 4 項、第 104a 条第 1 項第 1 文並びに第 104b 条の場合には保障されない。

(4) 外国人に対し第 24 条第 1 項に規定する一時的保護が保障されており、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、第 5 条第 1 項及び第 27 条第 3 項の規定にかかわらず、当該外国人の配偶者及び未成年の未婚の子又は配偶者の未成年の未婚の子に対し、滞在許可を付与する。

1. 出身国における家族共同生活が避難により失われたこと。
2. 当該家族構成員が他の欧州連合構成国から引き取られること又は欧州連合外にあって保護を必要としていること。

第 24 条第 1 項に規定する一時的保護を保障された外国人のその他の家族構成員に対する滞在許可の付与については、第 36 条の規定に従う。この項の規定により受け入れられた家族構成員には、第 24 条の規定を適用する。

(5) （削除）

第 30 条 配偶者の呼寄せ

(1) 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、外国人の配偶者に滞在許可を付与しなければならない。

1. 外国人本人及び配偶者が 18 歳以上であること。
2. 配偶者が簡単なドイツ語により意思疎通ができること。

3. 外国人本人が次の各号のいずれかに該当すること。
 - a) 定住許可を保有すること。
 - b) EU 長期滞在許可を保有すること。
 - c) 第 20 条又は第 25 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する滞在許可を保有すること。
 - d) 2 年前から滞在許可を保有し、当該滞在許可に第 8 条第 2 項に規定する附款が付されていないこと又は定住許可が後日付与されることが法規に基づき排除されていないこと。
 - e) 滞在許可を保有し、その付与の時点ですでに婚姻が成立しており、かつ、連邦領域における滞在期間が 1 年を超えることが見込まれること。
 - f) 第 38a 条に規定する滞在許可を保有し、外国人が長期滞在権者としての法的地位を有している欧州連合構成国において婚姻共同生活がすでに成立していたこと。
 - g) EU ブルーカードを保有すること。

第 1 文第 1 号及び第 2 号の規定は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、滞在許可の付与のために考慮しない。

1. 外国人が第 19 条から第 21 条までに規定する滞在資格を保有し、かつ、生活の本拠を連邦領域に移した時点で婚姻がすでに成立していた場合
2. 外国人が定住許可又は EU 長期滞在許可の付与の直前に第 20 条に規定する滞在許可の保有者であった場合
3. 第 1 文第 3 号 f に規定する要件が存在する場合

第 1 文第 2 号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、滞在許可の付与のために考慮しない。

1. 外国人が第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 26 条第 3 項に規定する滞在資格又は第 25 条第 2 項第 1 文後半に規定する滞在許可の後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有し、かつ、生活の本拠を連邦領域に移した時点で婚姻がすでに成立していた場合
 2. 配偶者が身体的、知的若しくは精神的な疾病又は障害のためにドイツ語の簡単な知識を証明できない場合
 3. 配偶者について第 43 条第 4 項の規定により発せられた法規命令に定める統合の必要性が明らかに低い場合又はこの者が他の理由により第 44 条⁽³³⁾に規定する統合講習参加の請求権を入国後有さないであろうと判断される場合
 4. 外国人がその国籍を理由として短期滞在以外の滞在についてもビザなしで連邦領域への入国及び滞在を許される場合
 5. 外国人が EU ブルーカードを保有する場合
 6. 個別の事例の特別な事情により、配偶者が、入国前にドイツ語の簡単な知識を得るための努力を行うことが不可能である場合又は期待できない場合
- (2) [外国人の配偶者に対する] 滞在許可は、特に苛酷な状況を避けるために、第 1 項第 1 文第 1 号の規定にかかわらず付与することができる。外国人が滞在許可を保有している場合には、第 1 項第 1 文第 3 号 e に規定する他の要件を考慮しないことができる。
- (3) 当該滞在許可は、婚姻共同生活が継続している間、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 29 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、延長することができる。

(33) 第 44 条の規定によれば、外国人が簡単なドイツ語による意思疎通ができない場合等には、統合講習への参加を義務付けられる。

- (4) 外国人が同時に複数の配偶者と婚姻しており、1人の配偶者と連邦領域で共に生活している場合には、他の配偶者には第1項又は第3項に規定する滞在許可は、付与されない。

第31条 配偶者の独立した滞在の権利

- (1) 婚姻共同生活が消滅された場合であっても、外国人がその時点までに滞在許可、定住許可又はEU長期滞在許可を保有していた場合において、次の各号に掲げるいずれかに該当するときには、配偶者の滞在許可は、当該外国人の責に帰することができない理由によりその延長を適時に申請することができなかつたときを除いて、家族呼寄せの目的とかかわりのない独立した滞在の権利として1年延長される。

1. 婚姻共同生活が3年以上前から連邦領域において適法に継続していたとき。
2. 連邦領域における婚姻共同生活の継続中に外国人が死亡したとき。

外国人の滞在許可の延長又は外国人への定住許可若しくはEU長期滞在許可の付与が、滞在目的の故に法規により又は第8条第2項に規定する滞在許可の附款により除外されているために許されない場合には、第1文の規定を適用してはならない。

- (2) 特に苛酷な状況となるのを避けるために配偶者の継続的な滞在を可能にする必要がある場合には、第1項第1文第1号の規定による、連邦領域における3年以上の適法な婚姻共同生活という要件を考慮してはならないが、外国人の滞在許可の延長が排除された場合には、この限りでない。婚姻共同生活の解消によって生じる帰還義務が配偶者の保護されるべき利益を著しく侵害するおそれがある場合又は配偶者に対し婚姻共同生活を維持することがその保護されるべき利益の侵害のために期待できない場合には、特に苛酷な状況に該当するものとし、特に、配偶者が家庭内暴力を受けている場合には苛酷な状況とみなさなければならない。配偶者と家族共同生活を営む子の福祉も保護されるべき利益とみなす。配偶者が自己の責に帰することができる理由により社会法典第2編又は第12編の規定による給付を受給している場合には、濫用を防止するために、滞在許可の延長を拒否することができる。

- (3) 婚姻共同生活解消後の配偶者の生計が外国人自らの資力による扶養料によって確保され、かつ、外国人が定住許可又はEU長期滞在許可を保有している場合には、第9条第2項第1文第3号、第5号及び第6号の規定にかかわらず、配偶者には定住許可を付与しなければならない。

- (4) 社会法典第2編又は第12編の規定による給付の受給は、第2項第4文の規定にかかわらず、滞在許可の延長を妨げるものではない。その後は、定住許可又はEU長期滞在許可の付与の要件が存在しない間は、滞在許可を延長することができる。

第32条 子の呼寄せ

- (1) 両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、EUブルーカード、定住許可又はEU長期滞在許可を保有する場合には、外国人の未成年の未婚の子に滞在許可を付与しなければならない。

- (2) 当該未成年の子が16歳以上であり、かつ、当該子が生活の中心を、両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親とは別に連邦領域に移す場合には、子がドイツ語に習熟し、又は、従前の教育及び生活事情に基づき、ドイツ連邦共和国における生活事情に順応できることが保障されると認められるときに限り、第1項の規定を適用する。次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、第1文の規定を適用しない。

1. 外国人が第23条第4項若しくは第25条第1項若しくは第2項に規定する滞在許可、第26条第3項に規定する定住許可又は第25条第2項第1文後半に規定する滞在許可

の後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有する場合

2. 外国人又は当該外国人と家族共同生活を営む配偶者が第 19 条に規定する定住許可又は EU ブルーカードを保有する場合
- (3) 第 1 項及び第 2 項に規定する滞在許可は、両親が共同で配慮権を有する場合において、一方の親が連邦領域における子の滞在について理解を表明したとき又は所管機関がこれについて法的拘束力を有する決定をしたときには、他方の配慮権を有する親のみの呼寄せとしても付与するものとする。
- (4) その他、個別の事例の事情を理由として、特に苛酷な状況となるのを避けるために必要な場合には、外国人の未成年の未婚の子に滞在許可を付与することができる。その場合には、子の福祉及び家族状況を考慮しなければならない。

第 33 条 連邦領域での子の出生

連邦領域で出生した子には、一方の親が滞在許可、定住許可又は EU 長期滞在許可を保有している場合には、第 5 条及び第 29 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、職権により滞在許可を付与することができる。子の出生の時点で両親又は単独で身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可又は EU 長期滞在許可を保有している場合には、職権により、連邦領域で出生した子に滞在許可を付与する。子の出生の時点で母親若しくは父親がビザを保有し、又はビザなし滞在を許されている場合には、連邦領域で出生した子の滞在は、ビザ又は適法なビザなし滞在の期間満了まで許可されたものとみなす。

第 34 条 子の滞在の権利

- (1) 身上配慮権を有する一方の親が滞在許可、定住許可若しくは EU 長期滞在許可を保有し、かつ、子が当該親と家族共同生活を営む限りにおいて、又は子が出国した場合には第 37 条に規定する再入国権を有する限りにおいて、子に付与された滞在許可は、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 29 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、延長しなければならない。
- (2) 子に付与された滞在許可は、当該子が成年に達した時には、家族呼寄せとかかわりのない独立した滞在の権利となる。定住許可及び EU 長期滞在許可を付与する場合又は滞在許可が第 37 条の規定を準用して延長される場合にも、同様とする。
- (3) 定住許可及び EU 長期滞在許可の付与の要件が存在しない間は、滞在許可を延長することができる。

第 35 条 子の独立した期間の定めのない滞在の権利

- (1) この節の規定により滞在許可を保有している未成年の外国人が 16 歳に達した時点で 5 年前から滞在許可を保有している場合には、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、定住許可を付与しなければならない。外国人が次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合にも、同様とする。
 1. 成年に達し、かつ、5 年前から滞在許可を保有していること。
 2. ドイツ語の十分な知識を有していること。
 3. 生計が確保されていること、又は学校教育、職業教育若しくは高等教育の修了資格の取得に至る教育を受けていること。
- (2) 外国人が連邦領域外で通学した期間は、原則として、第 1 項の規定により必要とされる滞在許可保有期間に算入しない。
- (3) 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、第 1 項に規定する定住許可付与の請求権は、存在しない。
 1. 外国人本人の行為に基づき、国外退去命令の利益が存在する場合

2. 外国人が最近3年間に故意の犯罪行為によって6月以上の少年刑若しくは3月以上の自由刑若しくは90日分以上の罰金刑の判決を受けた場合、又は少年刑の宣告が猶予されている場合
3. 生計が社会法典第2編若しくは第12編に規定する給付又は社会法典第8編に規定する少年援助⁽³⁴⁾の受給によらなければ確保されない場合。ただし、外国人が、承認された学校教育又は職業教育の修了資格の取得に至る教育を受けている場合には、この限りでない。

第1文の場合においても、定住許可を付与し、又は滞在許可を延長することができる。第1文第2号の場合において、少年刑若しくは自由刑の執行が保護観察のために猶予され、又は少年刑の宣告が猶予されている場合には、滞在許可は、原則として、猶予期間が満了するまでの間延長される。

- (4) 第1項第2文第2号及び第3号並びに第3項第1文第3号に掲げる要件を外国人が身体的、知的若しくは精神的な疾病又は障害により満たすことができない場合には、これらの要件を考慮してはならない。

第36条 両親及び他の家族構成員の呼寄せ

- (1) 第23条第4項若しくは第25条第1項若しくは第2項に規定する滞在許可、第26条第3項に規定する定住許可又は第25条第2項第1文後半に規定する滞在許可の後に第26条第4項に規定する定住許可を保有する未成年の外国人について、身上配慮権を有する親が1人も連邦領域に滞在していない場合には、第5条第1項第1号及び第29条第1項第2号の規定にかかわらず、当該外国人の両親に滞在許可を付与しなければならない。
- (2) 極めて苛酷な状況を避けるために必要な場合には、外国人の他の家族構成員に、家族呼寄せのための滞在許可を付与することができる。成年の家族構成員には第30条第3項及び第31条の規定を、未成年の家族構成員には第34条の規定を準用しなければならない。

(わたなべ ふくこ)

(34) 社会法典第8編に掲げられた少年援助は、少年事業、家庭内教育の助成、教育援助、若年成年者に対する援助など幅広い。岩志和一郎ほか訳「ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳」『比較法学』36巻1号, 2002.7, pp.303-317; 37巻1号, 2003.7, pp.219-231; 39巻2号, 2006.1, pp.267-294.